令和3年度

日野市男女平等行動計画 本部評価報告書

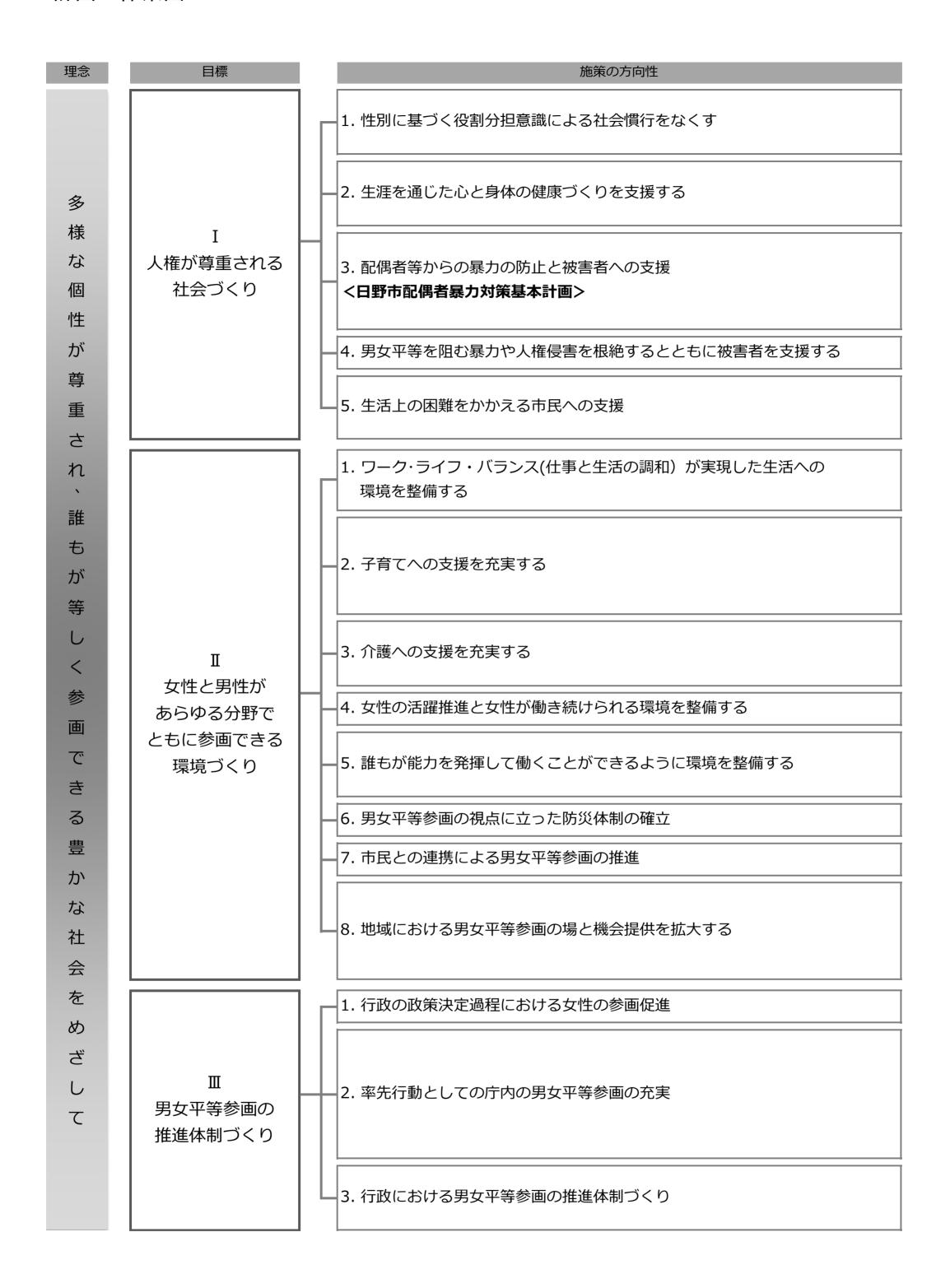
= 令和2年度施策・事業を評価 =

令和3年9月 日野市企画部平和と人権課

目 次

1	計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	評価スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	評価の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	担当課評価(事業評価)•••••	4
6	本部評価(施策評価)•••••	4
7	担当課評価•本部評価結果•••••	5

1 計画の体系図



★は重点施策

		施策
\Box	1	家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる ★
긱	2	メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育
Н	1	性の尊重、性差医療に関する普及啓発
딕	2	性差に応じた健康支援の実施
Н	1	配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化 ★
+	2	配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援
Ч	3	市の体制整備と連携強化
-[1	その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実
	1	生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発
Щ	2	ひとり親家庭への支援
П	1	ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進 ★
긱	2	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ
Н	1	多様な二一ズに対応する保育体制の充実 ★
+[2	子育てを地域で支える仕組みの充実
닉	3	男性の育児への参加促進
\mathbb{L}	1	男女がともに介護を担う意識づくり
닉	2	介護者への支援 ★
-[1	女性へのライフステージを通した就業支援 ★
Н	1	雇用における男女平等参画の推進
74	2	事業所等における意思決定過程への女性参画促進
-[1	防災対策における女性の参画推進 ★
-[1	市民・事業者等との連携
Н	1	意思決定段階への男女双方の参画推進
+[2	男性高齢者の社会参加の促進 ★
닉	3	女性の参画推進による農業活性化
-[1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進
Н	1	男女平等に関する職員研修の充実
_H	2	男女が対等に働く職場づくり
\mathbb{H}	3	ハラスメント相談及び防止体制の充実
닉	4	職員のワーク・ライフ・バランスの推進
\mathbb{F}	1	男女平等推進センターの役割の整理と事業充実
닉	2	苦情処理制度の整備

2 はじめに

「第3次日野市男女平等行動計画」は、「人権が尊重される社会づくり」、「女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり」、「男女平等参画の推進体制づくり」の3つの目標の実現を目指し、市民・事業者・市が協働していくための具体的な行動計画で、平成28年度から令和2年度を計画期間としています。

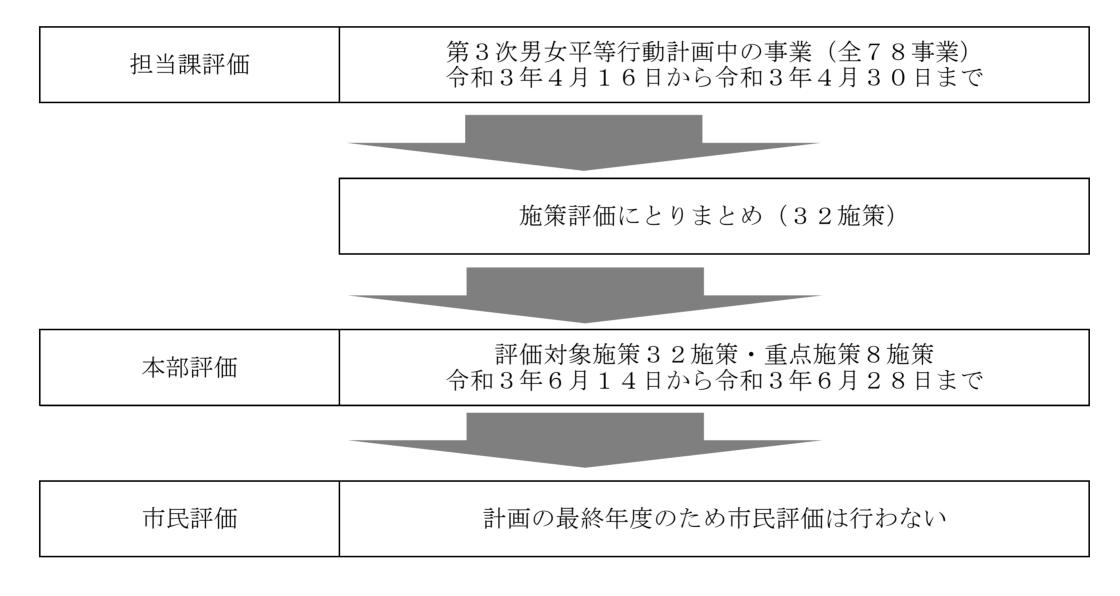
計画に盛り込まれている各課が行う事業(78事業)については、担当課が評価を行い、担当課評価結果を もとに、施策(32施策)及び重点施策について本部評価を実施しました。

このたび、令和2年度施策・事業の評価結果がまとまりましたので、その内容について報告いたします。

3 評価スケジュール

評価のスケジュールは下図のとおり。

行動計画に記載されている78事業に対して担当課による自己評価(担当課評価)を行い、本部評価にて32施策にとりまとめて評価した。



4 評価の基本的な考え方

- (1)評価の基本的な考え方
- ① 各担当課の事業執行により、男女平等、男女共同参画がどれだけ推進されたのか。
- ② 目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開がなされているか。
- (2)評価点

以下のとおり、5段階で評価する。

- ① 「大いに達成できた」…5
- ② 「やや達成できた」…4
- ③ 「どちらともいえない」…3
- ④ 「やや達成できなかった」…2
- ⑤ 「達成できなかった」…1

5 担当課評価(事業評価)

- (1) 評価期間 令和3年4月16日から令和3年4月30日まで
- (2) 評価対象事業及び対象課
 - *対象事業 78事業
 - *評価担当課 17部署+関連部署
- (3) 評価方法 評価シートを各課へ電子データ送信。 各事業の達成状況を5段階で評価し、評価の理由を記入。
- (4) 評価結果 5ページから58ページ参照。

6 本部評価(施策評価)

- (1)評価期間 令和3年6月14日から令和3年6月28日まで
- (2)評価対象施策 32施策•重点施策8施策
- (3)評価方法 評価シートを本部評価委員へ電子データ送信。 担当課評価をもとに、各施策の達成状況を5段階で評価し、重点施策(8施策)のみ評価コメントを記入。
- (4) 評価結果 5ページから58ページ参照。
- (5)本部評価委員名簿

企画部長	岡田 正和
総務部長	小平 裕明
子育て課長	飯倉 直子
発達•教育支援課長	萩原 美和子
平和と人権課長	仲田 裕子

※評価結果における「平成31年」及び「平成32年」の表記はそれぞれ「令和元年」及び「令和2年」に 読み替えるものとする。

7 担当課評価・本部評価結果

令和2年度 第3次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧 目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の評価								事業の評価					
施策No.	施策名	28		1	平価点 31	32年度	事業No.	事業名	28	1	旦当課 30	果評価 131	5点 32年度
		20	20			02 T/X	1	保育士・教職員などへの男女平等意識 の醸成		4.3			
				.4 4.5			2	学校現場における男女平等参画の推進	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
					5 4.4				4.0	4.0	4.5	4.0	4.0
I −1−1★	家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面に おける男女平等意識・人権尊重意識を育てる	4.2	4.4			4.3	4	情報紙(男女平等推進センターだより)の発行と配布	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
								ホームページを活用した情報提供の充 実化	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
								男女平等に関する図書・視聴覚教材の 貸出と充実化	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
								新しい人権を尊重する意識の醸成と相 談体制の整備	4.0	4.3	4.3	4.3	3.7
I -1-2	メディア・リテラシー(情報を適切に読み解	4.0	4.0	5.0	3.3	3.3		市発行物における男女平等に関する表 現指針の徹底	5.0	5.0	5.0	3.5	3.5
	き・活用する力)の普及と教育	1.0	1.0	0.0	0.0		9	メディア・リテラシーの育成	3.0	3.0	5.0	3.0	3.0
							10	学校における発達段階に応じた性教育 の実施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
I -2-1	性の尊重、性差医療に関する普及啓発	4 4	4 1	4 1	3.9	3.9	11	からだと性に関する正確な情報の提供	4.0	3.5	3.5	3.3	3.0
	11の母生、江左区派に因うる自及石元	7.7	7.1	7.1	0.5		12	エイズや性感染症についての情報提供	4.5	4.5	4.5	4.3	4.5
							13	性と生殖に関する健康と権利について の情報提供	4.0	3.5	3.5	3.3	3.0
							14	女性特有の疾患に対する健康教育と検 診実施	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0
I -2-2	性差に応じた健康支援の実施	3.0	4.0	4.3	4.3	4.3	15	更年期専門外来の実施	2.0	4.0	5.0	5.0	5.0
							16	こころの健康支援(相談実施)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
I -3-1★	配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強	4.3	4.8	.8 5.0	4.8	4.9	17	DVの未然防止と早期発見のための啓発 実施	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	化	1.0	1.0		1.0		18	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	4.5	4.5	5.0	4.5	4.8
	配偶者等からの暴力 (DV) 被害者の安全確保 と自立への支援						19	緊急一時保護の実施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
I -3-2		4.5	4.5	4.5	4.5	4.0	20	被害者の回復(自立)支援 	3.5	3.5	3.5	3.5	4.0
							21	民間シェルターへの財政的支援	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0
							22	情報管理の徹底 	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
I -3-3	市の体制整備と連携強化	4.6	4.5	4.6	4.6	4.7	23	DV対応マニュアルの見直しと活用	4.5	4.0	4.5	4.5	4.8
			1.0	1.0			24	関連窓口を含む職員等の研修実施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
								各種関連窓口間の連携強化	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
								セクハラ・パワハラ等に関する啓発、 情報提供 	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
I -4-1	その他の暴力・ハラスメントに対する防止・	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	27	男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、情報提供 	ļ	4.0	4.0	4.0	4.0
	対応の充実						28	学校における暴力根絶のための教育実 施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
			29	被害者に対する相談の実施	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0				
	4.近1. 6. 田野子 2. 2. 5. 7 田 1. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6.						30	生活相談の実施 	4.0	3.0	4.0	4.0	4.0
I -5-1	生活上の困難をかかえる男女への支援と防止 に向けた啓発	4.3	4.0	4.3	4.0	4.3		経済支援の実施 	ļ	5.0	5.0	4.0	5.0
							32	就業及び職業キャリアの形成に向けた 情報提供	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		3.7	4.3				33	ひとり親家庭への相談体制の充実	4.0	5.0	4.0	5.0	4.0
I -5-2	ひとり親家庭への支援			4.0	4.3	4.0	34	ひとり親家庭への情報提供	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
							35	ひとり親家庭の生活・自立支援	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

令和元年度 第3次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧目標Ⅱ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

	施策の評価	事業の評価											
施策No.	施策名	28	本 29	部 <u>部</u> 30		32年度	事業No.	事業名	20	担 29		¥評価 Т 21 Т	i点 32年度
I I −1−1★	ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進	3.5		4.0	<u> </u>	ĺ	36	フーク・ライフ・バランスに関する情 報提供					
							37	ワーク・ライフ・バランスに関する意 識啓発	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
1 11 — 1 — 7	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企 業への働きかけ	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5	38	ワーク・ライフ・バランス推進企業の 紹介	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
							39	ワーク・ライフ・バランス推進のため の事業及び助成制度に関する情報提供	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
							40	待機児童の解消	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
II −2−1★	多様なニーズに対応する保育体制の充実	4.0	4.0	4.3	4.3	4.3	41	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0
							42	延長保育、休日保育、病児・病後児保 育の促進	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							43	子育てを地域で支える拠点の充実	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
П−2−2	子育てを地域で支える仕組みの充実	4.0	3.9	3.9	4.3	4.1	44	地域の人材を活用した子育て支援	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0
								子育て情報の提供	1	l		4.0	4.3
							46	ママ・パパクラス (妊娠・産後の育児 勉強会) への参加促進	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
I I −2−3	男性の育児への参加促進	3.8	4.2	4.3	4.3	4.0	47	子育てサークル・子育てひろば等への 参加促進	4.0	L		4.0	4.0
							48	文化、スポーツ、レクリエーション活 動を通じた男性の子育て支援	2.5	3.5	4.0	4.0	3.0
I I −3−1	男女がともに介護を担う意識づくり	4.0	4.0	3.5	3.5	3.0	49	男女がともに介護を担う意識づくりの ための啓発、情報提供	4.0	4.0	3.5	3.5	3.0
π -3-2→	介護者への支援	4.5	5.0	4.5	5.0	3.5	50	多様な介護サービス、介護保険外サー ビスの実施	5.0	5.0	4.0	5.0	2.0
1 0 2 4	月 设有 、	4.0	0.0	4.0	0.0	3.3	51	地域で支え合う仕組みづくり (認知症 カフェ設置等) の検討	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
							52	女性の再就職支援	4.5	4.0	4.0	4.5	3.5
I −4−1★	女性へのライフステージを通した就業支援	3.8	3.7	3.8	4.0	3.0	53	女性の創業支援	4.0	4.0	3.5	3.5	2.5
								女性のためのキャリア相談の実施				4.0	3.0
II -5-1	雇用における男女平等参画の推進	4.0	3.8	3.9	36	4.0	55	雇用における男女平等推進のための情 報提供・啓発	4.0	4.0	4.0	3.5	4.0
		1.0	0.0	0.0	0.0		56	労働に関する相談と情報提供	4.0	3.7	3.7	3.7	4.0
II -5-2	事業所等における意思決定過程への女性参画 促進	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	57	事業所等における意思決定過程への女 性の参画推進に関する情報収集・提供	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
							58	防災分野の意思決定への女性の参画拡 大	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
I I −6−1★	防災対策における女性の参画推進	3.2	3.2	3.4	3.5	3.5	59	女性の視点を取り入れた地域防災活動 の推進	3.5	3.5	3.8	4.5	4.0
							60	男女のニーズに配慮した避難物資の整備	3.0	3.0	3.3	3.0	3.5
I I −7−1	市民・事業者等との連携	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	61	男女平等参画の視点を持った市民団 体・事業者等との協働事業の実施	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
_ , .							62	市民団体等への男女平等参画に関する 学習機会と交流の場の提供	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
II −8−1	意思決定段階への男女双方の参画推進	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5 3.5	63	あらゆる分野の意思決定における男女 双方の参画促進	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
							64	地域での女性の能力活用	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
I -8-2★	男性高齢者の社会参加の促進	4.5	4.5	4.5	4.5 3.0	65	男性高齢者の閉じこもり防止促進	ļ	5.0	5.0	5.0	5.0	
	24					T.J J.U	66	男性高齢者の健康づくり事業への参加 促進	4.0	4.0	4.0	4.0	1.0
II -8-3	女性の参画推進による農業活性化	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5	67	女性農業者の役割の適切な評価	ļ	3.0	3.0	3.0	3.0
							68	女性の視点を生かした農業活性化への 支援	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0

令和元年度 第3次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧 目標Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

	施策の評価						事業の評価						
施策No.	施策名		本	部部	平価点		事業No.	事業名	担当課評価点				
	旭朵石	28	29	30	31	32年度	予禾110.	学 术位	28	29	30	31	32年度
Ⅲ −1−1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	69	審議会・委員会における女性委員登用 率の向上	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
<u></u> , ,		-110	70	女性が参加しやすい環境整備	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0				
Ⅲ -2-1	男女平等に関する職員研修の充実	3.5	3.0	3.0	3.0	3.0	71	男女平等の理解を深める研修の実施	3.5	3.0	3.0	3.0	3.0
Ⅲ-2-2	男女が対等に働く職場づくり	2.8 4.0 4.0 3.8 4.0		72	昇任選考の受験促進	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0			
ш-2-2	ガタが列寺に関く戦物づくり	2.0	4.0	4.0	3.0	7.0	73	庁内のあらゆる分野における女性職員 の活躍推進	3.5	4.0	4.0	3.5	4.0
Ⅲ -2-3	ハラスメント相談及び防止体制の充実	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	74	相談及び防止体制の充実	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0
Ⅲ-2-4	職員のワーク・ライフ・バランスの推進	2.5	25	2.5	2.5	2.5	75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
ш 2 4	概員のプープ・ブイフ・バブングの推進	2.0	2.0	2.0	2.5		76	定時で業務が終了する職場づくり			2.0		2.0
Ⅲ -3-1	男女平等推進センターの役割の整理と事業充 実	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	77	男女平等推進センターの機能・体制の 整理と効果的な周知方法の検討と実施	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
Ⅲ -3-2	苦情処理制度の整備	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	78	男女平等相談窓口の設置	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0



I-1-1 ★重点施策

家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる

担当課

学校課・子育で課・保育課・男女平等 課(←平和と人権課)・中央公民館・ 市長公室・総務課(←企画調整課)

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 1 性別に基づく役割分担意識による社会慣行をなくす

方向性

● 家族・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる

男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会(研修など各種講座、情報紙やホームページを活用した情報提供等)を充実します。また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。

● メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育

市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。 さらに、市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

					年度ごとの目標	E .	計画上の目標		達成状況				
No.	事業	担当課	内容	29年度□	> 30年度 □	⇒ 31年度□	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
				教職員研修実 施 1回以上/ 年	教職員研修実 施 1回以上/ 年	教職員研修実 施 1回以上/ 年							
	保育士・教職員など への男女平等意識 の醸成		子どもの保育や教育などに携わる保育士・教職員などに職員研修等による男女平等意識の普及・啓発を図る。		男女平等意識・ 人権尊重意識 の醸成に特化し た職員研修等 に取り組む。	男女平等意識・ 人権尊重意識 の醸成に特化し た職員研修等 に取り組む。	保育士・教職員 などの男女平等 意識が高まって いる。	4.3	4.3	4.7	4.3	4.7	
				議などで意識の	園毎の職員会 議などで意識の 確認 1回以上 /年	園毎の職員会 議などで意識の 確認 1回以上 /年							
2	学校現場における 男女平等参画の推 進	学校課	学校生活において、男女の 固定的な役割分担による偏り をなくす取り組みをする。	分担になってい	固定的な役割 分担になってい ないか意識啓発 を図る。	固定的な役割 分担になってい ないか意識啓発 を図る。	各教科等において、男女平等 教育に関わる内容を適切に取上 げ、互いの違い を認めつつ、個 人として尊重さ れる学校づくり が行われてい る。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
3	家庭・地域・職場での男女平等参画に関する各種講座の実施	(←平和と人	で収集し川氏、近所する。江	講座内容の検 討及び各種講 座の実施 LGBT入門講 座の継続的な 実施	講座内容の検 討及び各種講 座の実施 LGBT入門講 座の継続的な 実施	講座内容の検 討及び各種講 座の実施 LGBT入門講 座の継続的な 実施	各種講座が実施され、市民の 男女平等・人権 尊重意識が高まっている。	4.0	4.0	4.5	4.0	4.0	
4	情報紙(男女平等 推進センターだより)の発行と配布	男女平等課 (←平和と人 権課)	情報紙(男女平等推進センターだより)を発行する。	発行回数1回/ 年	発行回数1回/ 年	発行回数1回/ 年	男女平等推進 センターだより の発信により、 市民の男女平 等・人権尊重意 識が高まってい る。	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
	ホームページを活 用した情報提供の 充実化	男女平等課 (←平和と人 権課)	男女平等推進センターのホームページを活用し、情報提供を行うために内容を充実する。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。	回以上/年	情報発信回数2 回以上/年 イベント・講座の 実施案内・報告 も併せて行う。	回以上/年	見やすいホーム ページを発信 し、市民の男女 下等・人権尊重 意識が高まって いる。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
	男女平等に関する図書・視聴覚教材の貸出と充実化		市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実化を図る。	適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。 併せて男女平等推進センターの周知を図る。	適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。 併せて男女平等推進センターの周知を図る。	適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。 併せて男女平等推進センターの周知を図る。	図書・視聴覚教 材などを活用 し、市民の男女 平等・人権尊重 意識が高まって いる。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	

I-1-1 ★重点施策

家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における 男女平等意識・人権尊重意識を育てる

担当課

学校課・子育で課・保育課・男女平等 課(←平和と人権課)・中央公民館・ 市長公室・総務課(←企画調整課)

2.各事業の達成状況(担当課評価)

				<u> </u>	年度ごとの目標			計画上の目標 達成				
No.	事業	担当課	内容	29年度□	> 30年度 □	→ 31年度	324	年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
7	りる思戦の酸別と	性課)・中長 公室・総務 理(一个画	多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりと理解促進(性的少数者など)のための情報提供を行い、相談体制を整備する。	等体る。 子のジ続定身継 職たメッの たメッの 大がである。 そのが ををして ををして がとををできる。 とのが ををがったが、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が	体制の 子のジ続定身継 職た修正の 大きもな 大きな が 大きな が 大きな から 大きな から 大きな から 大きな が なり から しょう で 大きな から しょう から しょう から しょう で は しょう に は は は は は は は は は は は は は は は は は は	等体る。 子のジ続定身継 職た とする。 とり発 期の続 を権力をを を大 とり、 とり、 とり、 とり、 とり、 とり、 とり、 とり、 とり、 とり、	学習機会の、機会の提供の人権では、大権では、大権では、大権では、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	4.0	4.3	4.3	4.3	3.7

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.1 (学校課) ・各幼(5園)・小(17校)・中学校(8校)の代表からなる、日野市人権教育推進委員会において、研修会・情報交換を行った。 ・「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した研修を行う中で、教職員の人権感覚も高めるよう取り組んだ。 ・定例の校長会・副校長会において、人権教育についてとりあげ、各学校において児童・生徒が性別等に関係なく互いを認め合い、尊重する態度で接し、学習に取り組めるよう適正な男女平等推進につなげた。 (子育て課) ・学童クラブ職員に対し、職員間での関係では相手を尊重すること、児童育成においては子ども達一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて任用説明会や学童会議等で啓発を図った。	No.1 (学校課) (子育て課) ・研修のようにはっきりと男女平等を意識した形での啓発ができていない。 (保育課)	No.1 (学校課) ・男女平等意識・人権尊重意識を反映した 児童育成の取り組み (保育課) ・引き続き、職員会議を通して男女平等意 識・人権尊重意識の確認を行う。
各園ごとの職員会議において意識の確認を行った。 	No.2 (学校課)	
学級経営の中で、児童・生徒がお互いを認め合い尊重する態度の育成を図った。学校行事等を通して男女が協力し合う取組みを行った。		
Mo.3 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画週間パネル展の実施(R2.6/15~29:多摩平森ふれあい館1階) ・DV被害防止啓発、女性の再就職、地域防災における男女共同参画等に関する各種講 変を実施できた。 (中央公民館) ・令和2年度公民館成人事業として「これからの生き方について著者と語ろう」(全3回)を実施した。 ・「超ソロ社会と結婚のカタチ」(第1回目)では、データ分析のもと、変化していく社会の中で「結婚は男女の幸せ」という観念に縛られない「自分の生き方」探しのヒントとなる講義であった。 ・「この社会の生きづらさはどこから?」(第2回目)は『「ほとんどない」ことにされている側から見た社会の話を。』著小川たまか氏を迎え、女性の生きづらさ、性暴力の実態などを	No.3 (男女平等課(←平和と人権課)) (中央公民館) ・目標であったLGBTに関する講座を実施できなかった。 ・また、人権啓発講座においても、「多様性」を意識した講座の実施は少なかった。	市公民館基本構想・基本計画」内の目標
5.3.4 0.4 男女平等課(←平和と人権課)) 男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」を1回発行し、市内各施設、市内外関連 部署、自治会長へ配布した。	No.4 (男女平等課(←平和と人権課))	No.4 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内容を精査し、紙面の充実を図る。
0.5 男女平等課(←平和と人権課)) 内閣府の情報をリンクするなど情報提供した。 講座の実施案内を掲載した。	No.5 (男女平等課(←平和と人権課))	No.5 (男女平等課(←平和と人権課)) ・必要と思われる情報をより的確かつ迅道に発信する。
No.6 (男女平等課(←平和と人権課)) ·男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を増やした。	No.6 (男女平等課(←平和と人権課))	No.6 (男女平等課(←平和と人権課)) ・蔵書の充実と整理。

I-1-1 ★重点施策

家庭・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる

担当課

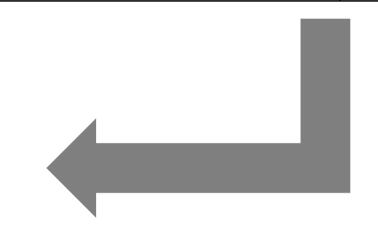
学校課・子育で課・保育課・男女平等課(←平和と人権課)・中央公民館・市長公室・総務課(←企画調整課)

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.7 (男女平等課(一平和と人権課)) ・性的マイノリティ理解促進についてのパネル展(R2.12/4~20:多摩平の森ふれあい館1階)を実施した。また、多摩平の森ふれあい館内チラシラック等にリーフレットや他自治体のイベント・取組を配架した。居場所事業として、月1回の虹友カフェを実施した(4.5.1.2.3月は非常事態宣言により中止)。 ・東京三弁護士会多摩支部主催の相談事業(面接・電話)について市HPや窓口に掲載、また市内小中学校へ教育委員会を通じ、校内に掲示を依頼した。・中学校へのデートDV出張講座内にて性的マイノリティについてもふれて講義した(7校実施)。 ・男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」に相談機関や「虹友カフェ」の案内を掲載し幅広く周切した。令和元年度から開設されている東京都総務局の「東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談」についても掲載した。・多摩地域にて性的少数者についての啓発・支援活動を行っている団体を共催して、「虹友カフェ〜LGBTとその家族・友人のためのコミュニティスペース」を毎月第3日曜日に開催した。(市長公室)実施できたこと・人権擁護委員パネル展人権の基本的な考え方等を周知することにより、市民の人権尊重に対する意識啓発。・法務局の実施している人権電話相談(みんなの人権110番)の周知。 (総務課) ・新型コロナにより同和問題研修・LGBT研修の両方を中止とせざるを得なかったが、都より啓発資料「みんなの人権」をいただき対象者に配布するという代替措置を行った。	・人権身の上相談※コロナ感染拡大防止の	・新たな相談対応が可能な設備等の充実。

4.施策の評価(本部評価)

32年度	4.3
31年度	4.5
30年度	4.5
29年度	4.4
28年度	4.2



本部評価委員 コメント

・男女平等意識・人権意識を定着させるには、子供のころからの学びや体験したことの影響が大きく、子どものころからの教育が極めて重要である。繰り返し研修や講座 を実施し、教育に携わる方々や親、地域の方々など、より多くの子供たちに接する方が参加できるよう工夫をしてもらいたい。

・市民に向けて男女平等意識を啓発することは大変難しい事業である。パネル展、フォーラム、男女平等推進センターの事業を通して、より市民に身近に感じられる題材 を用いて多くの市民が参加したくなるように啓発する方法を検討されたい。

・男女平等意識の啓発、定着に加え、性的マイノリティ、外国人等、人権の視点からの理解も深めていかなければならない。一方でコロナ禍の状況もあり、今後一層工夫 が求められる時代になってきている。開催方法や項目を検討しながら、取組の幅や枠を広げていっていただきたい。

・性的マイノリティの方々の居場所づくり事業「虹友カフェ」は素晴らしい事業である。今後も彼らに寄り添いながら継続していただきたい。

I -1-2

メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育

担当課

市長公室・男女平等課(←平和と人 権課)・全庁

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 1 性別に基づく役割分担意識による社会慣行をなくす

方向性

● 家族・学校・地域・職場等、あらゆる場面における男女平等意識・人権尊重意識を育てる

男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会(研修など各種講座、情報紙やホームページを活用した情報提供等)を充実します。また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。

● メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育

市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。さらに、市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

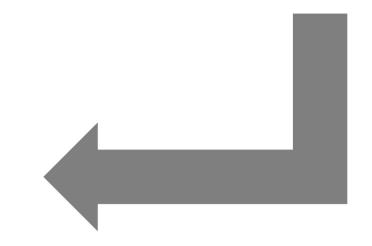
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				2	年度ごとの目標	長	計画上の目標			達成状況	<u> </u>	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	⇒ 30年度 💳	→ 31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
8		甲七亚华	市が発信する情報について、 ジェンダー(社会的な男女の 区別)にとらわれない表現を 徹底し、ジェンダーの視点に たった市発行物の点検をす る。男女平等に関する表現指 針を必要に応じて見直し、活 用する。	らわれない表現 を徹底。その視 点で市の発行 物を点検・発行 する 表現指針を必	を徹底。その視 点で市の発行	らわれない表現 を徹底。その視 点で市の発行 物を点検・発行 する 表現指針を必	男女平等に関する表現を誰もが平等に扱われる表記に徹底している。	5.0	5.0	5.0	3.5	3.5
9	メディア・リテラシー の育成	男女平等課	メディアからの情報を適切に 読み解き、活用する力を育て るための学習の機会を提供 する。	メディアリテラ シーに関する講 座の実施を検討 する。	メディアリテラ シーに関する講 座を実施する。	メディアリテラ シーに関する講 座の実施する。	学習機会の提 供により、情報 を適切に読み解 き活用する力が ついている。	3.0	3.0	5.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.8 (市長公室) ・市広報および市公式ホームページにおいて、ジェンダーにとらわれた表現とならないよう、発行、発信前の点検を実施した。 (パブコメ、イベントの参加者募集など、申し込み時に必要な項目として性別が含まれている記事は、主管課に性別を聞く必要があるのか確認し、不要な場合は削除した) (男女平等課(←平和と人権課)) 男女平等に関する表現指針の内容確認を行った。	(市長公室)・市広報にイラストを載せる場合に、ジェンダーにとらわれたものになっていないかという確認が徹底できていない。(男女平等課(←平和と人権課))	No.8 (市長公室) ・市広報、市公式ホームページ、LINEなど、情報発信時にはジェンダーにとらわれない表現を徹底できるよう、男女平等に関する表現指針を確認する。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・必要に応じて見直し、法改正等世相を反映した表現を活用していく。
No.9 (男女平等課(←平和と人権課)) ・メディアリテラシーに関する講座の実施を検討した。		

3.3
5.0
4.0
4.0



学校課・健康課・男女平等課(←平和 と人権課) 性の尊重、性差医療に関する普及啓発 1 - 2 - 1担当課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 2 生涯を通じた心と身体の健康づくりを支援する

方向性

● 性の尊重、性差医療に関する普及啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージに応じた健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産 まない、子どもの人数や出産する時期などについて、個人が責任を持って決めることへの理解が深まるよう啓発を行います。

学校においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの情報に振り回されないよう、性に関する正しい知識の普及に努めます。

● 性差に応じた健康支援の実施

男女ともに、一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、心身に関する正確な知識・情報を提供します。特に女性に対し、的確な医療を選択できるよう、性差医療について周 知をします。また、がんなどの疾病は早期発見が重要であるため、健康診査やがん検診の必要性を広く周知します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				:	年度ごとの目標		計画上の目標		達成状況			
No.	事業	担当課	内容	29年度□	→ 30年度 🗖	⇒ 31年度□	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
10	学校における発達 段階に応じた性教 育の実施	学校課	学習指導要領に基づき、児 童・生徒の発達段階に応じた 性教育を実施する。	学習指導要領 に基づく授業の 実施	学習指導要領 に基づく授業の 実施	学習指導要領 に基づく授業の 実施	体育科・保健体 育科を中心に性 教育が実施され ている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
11	からだと性に関する正確な情報の提供	健康課・男 女平等課 (←平和と人 権課)	家庭で子どもに対し、性に関する正しい知識を伝えるため の情報提供を行う。	対し性に関する	保護者が子に 対し性に関する 知識を持った対 応ができる 適切な情報提 供を随時行う。	保護者が子に 対し性に関する 知識を持った対 応ができる 適切な情報提 供を随時行う。	正しい情報提供 により、からだと 性に関する理解 が深まってい る。	4.0	3.5	3.5	3.3	3.0
12	エイズや性感染症 についての情報提 供	学校課•健康課	エイズや性感染症について、 予防・早期発見のため、発達 段階に応じた正しい知識の普 及、情報提供を行う。	学習指導要領に基づく授業の実施	学習指導要領 に基づく授業の 実施	学習指導要領 に基づく授業の 実施	保健体育科の 授業や情報発 信により、エイズ や性感染症に 関する正しい知 識が普及してい る。	4.5	4.5	4.5	4.3	4.5
13	性と生殖に関する 健康と権利につい ての情報提供	健康課•男 女平等課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の考え方に基づく、女性の性の尊重及び生き方の決定に関する啓発、情報提供を行う。	の受講を通して リプロダクティブ ヘルスの理解が 深まる	リプロダクティブ	の受講を通して リプロダクティブ		4.0	3.5	3.5	3.3	3.0

I -2-1

性の尊重、性差医療に関する普及啓発

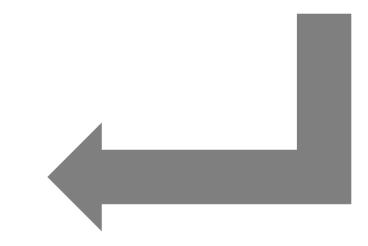
担当課

学校課・健康課・男女平等課(←平和 と人権課)

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.10 (学校課) ・学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動等において、性及び性感染症に関する正しい知識を普及させる授業を行った。	No.10 (学校課)	No.10 (学校課)
No.11 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・乳幼児健診において個別相談の場面で正しい知識を伝えている。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	No.11 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため 通常通りの運営がむずかしかった。 (男女平等課(←平和と人権課))	No.11 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため 通常運営ができるかが課題。 (男女平等課(←平和と人権課))
No.12 (学校課) 学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動等において、性及び性感染症に関する正しい知識を普及させる授業を行った。 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・妊娠届出時に性感染症に関するリーフレットを配布	(学校課) (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・転入妊婦を含め、全数に配布することがで	No.12 (学校課) (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・大きな課題なし。今後も妊娠届出時に全 妊婦に配布し、併せて面接の中で保健指導 も行っていく。
No.13 (健康課) ・ママパパクラスにおいて家族計画についての教育を実施 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	(健康課) ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため	No.13 (健康課) ・新型コロナウイルスの感染状況を考慮した開催方法の検討。 (男女平等課(←平和と人権課))

31年度	3.9
30年度	4.1
29年度	4.1
28年度	4.4



I −2−2 性差に応じた健康支援の実施 担当課 健康課・市立病院・男女平等課(←平 和と人権課)

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 2 生涯を通じた心と身体の健康づくりを支援する

方向性

● 性の尊重、性差医療に関する普及啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージに応じた健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期などについて、個人が責任を持って決めることへの理解が深まるよう啓発を行います。

学校においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの情報に振り回されないよう、性に関する正しい知識の普及に努めます。

● 性差に応じた健康支援の実施

男女ともに、一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、心身に関する正確な知識・情報を提供します。特に女性に対し、的確な医療を選択できるよう、性差医療について周知をします。また、がんなどの疾病は早期発見が重要であるため、健康診査やがん検診の必要性を広く周知します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

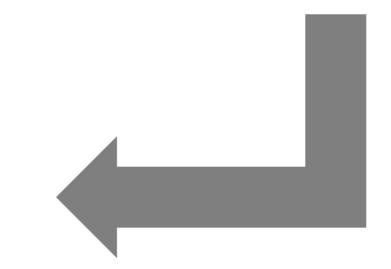
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

	1 争未以连热1			-	年度ごとの目標	Ę.	計画上の目標			達成状況]	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	> 30年度 □	⇒ 31年度□	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
14	女性特有の疾患に 対する健康教育と 検診実施	健康課	女性特有の子宮頸がん検診、 及び乳がん検診を実施する。 また、その重要性について周 知し、受診率を上げる。	子宮頚がん検診 受診率 17.8%	子宮頚がん検診 受診率 18.2%	・ 子宮頚がん検診 受診率 18.6%	子宮頸がん検診 受診率 18.9%	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0
15	更年期専門外来の実施	市立病院	更年期の体の変調に対応した 専門外来を充実する。	委員会の定例開 催			課題・問題点を 整理し早期の実 現を図るため、 院内委員会にお いて定期的な進 捗管理が行われ ている。	2.0	4.0	5.0	5.0	5.0
16	こころの健康支援(相談実施)	男女平等課 (←平和と人 権課)	こころの健康を支援する相談 (女性相談)を実施する。	女性相談の実施 2回/週	女性相談の実施 2回/週	2回/週	女性相談の実施 により、こころの 健康維持への支 援体制が整って いる。	^{炎2回} / 5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

3.建成认然 辞证仍连由(担当缺辞证)		
実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.14 (健康課) ・乳がん検診、子宮がん検診の実施と、受診勧奨のために各種勧奨通知発送。 ・10月のピンクリボン活動としては、コロナ禍によりイベントは中止し、七生支所の展示を 行った。	No.14 (健康課) ・コロナ禍により、ピンクリボンイベントと集 団での健康教育は中止した。	No.14 (健康課) ・要精密検査者の受診勧奨
No.15 (市立病院) ・平成30年より「女性内科」を開設。40歳から65歳の更年期周辺世代の女性を対象とした 内科で、更年期症状の陰に他の内科疾患が隠れていないかの鑑別診断と治療、生活習 慣病の診断・初期指導などが主な診療内容。第2・第4水曜日、15:00~17:00、予約制。 内科医師による診療のため、心療内科や精神科領域、カウンセリング等については対象 外。 ・院内委員会により概ね半期ごとに運営状況の把握と更なる充実に向けた検討を継続し て進めている。		No.15 (市立病院) ・他診療科との連携 ・外来スペースの拡大 ・新型コロナ感染拡大防止等。
No.16 (男女平等課(←平和と人権課)) ・「女性相談」を実施した。 実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(全91日、367コマ) 女性相談件数:233件(内「心身・性のこと」7件)	No.16 (男女平等課(←平和と人権課))	No.16 (男女平等課(←平和と人権課)) ・継続実施。事業の周知を進める。

32年度	4.3
31年度	4.3
30年度	4.3
29年度	4.0
28年度	3.0



1-3-1 ★重点施策

配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化

担当課

男女平等課(←平和と人権課)・関連 部署

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援〈日野市配偶者暴力対策基本計画〉 方向性

ノハロゴエ

● 配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化

DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し、暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし、連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。

● 配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援

被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。

● 市の体制整備と連携強化

DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

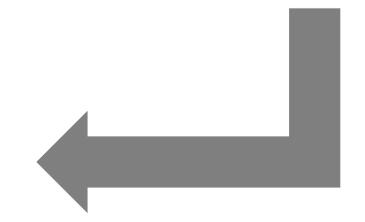
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				;	年度ごとの目標		計画上の目標		,	達成状況	!	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	▶ 30年度 🗀	→ 31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
17	期発見のための啓	(←平和と人	加害者の自覚と被害者の気 づきを促す啓発事業を実施 する。啓発紙、パネル展、講 演会などにより、DV防止や早 期発見のための周知を行うと ともに、関連機関に情報提供 し、連携を強化する。			関レの連維体制	啓発により、DV が未然に防止さ れ、DVから逃れ る人が増えてい る。	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
18	一人ひとりの状況に 応じた相談の実施	男女平等課 (←平和と人 権課)・関連 部署	女性相談、関連部者の相談など、一人ひとりの状況に応じた相談なまなまる	よく聞き取り、また相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、連	向に沿えるよう、 制度や関係機 関の紹介をおこ なうとともに、連	よく聞き取り、また相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機	相談の中で必 要な支援を洗い 出し、各機関と 連携した支援が されている。	4.5	4.5	5.0	4.5	4.8

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.17 (男女平等課(←平和と人権課)) ・DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座〜トラウマと向き合う自分だけの時間〜」(偶数月第3土曜日、全6回中5回実施、参加者述べ43名) ・DV防止・啓発のためのパネル展を実施 「STOP THE DV」(R2.11/12〜25:多摩平の森ふれあい館1階)、2階集会室前壁面にパネルを常時展示 ・加害者の自覚を促す啓発事業として、「DVチェックシート」及び「相談先案内カード:パートナーへの暴力をしていませんか?」を多摩平の森ふれあい館トイレに設置した。 ・若者を取り巻く性犯罪・性暴力の相談窓口やワンストップ支援センターについてHPに掲載し、周知した。 ・デートDV出張講座を市内中学校7校にて実施した。 ・女性相談員と支援担当部署との情報交換会を年度末に実施した。 ・必要に応じて、庁内部署と連携し、支援の必要な方の情報共有を行った。		No.17 (男女平等課(←平和と人権課))
No.18 (男女平等課(←平和と人権課)) ・「女性相談」を実施した。	No.18 (男女平等課(←平和と人権課))	No.18 (男女平等課(←平和と人権課))
実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(日中) 全91日、367コマ 女性相談件数:233件	(関連部署) ・相談者の状況の変化(特に精神面)が大きく、把握に苦慮し、その後の支援に影響	(関連部署) ・状況変化が大きい相談者の現状把握が難しいことから、相談者とのコミュニケーション
(関連部署) ・相談者の主訴や抱える課題等をしっかりと把握し、状況に応じて庁内の関係課、外部機関と連携し、包括的な支援を行うことができた。	する場合もあった。しかし、関係機関との連	

1.//LS 21 V V U I	
28年度	4.3
29年度	4.8
30年度	5.0
31年度	4.8
32年度	4.9



1-3-1 ★重点施策

配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化

担当課

男女平等課(←平和と人権課)・関連 部署

本部評価委員 コメント

・中学3年生に実施した「デートDV出張講座」は、若年層から「人権とは何か」という切り口から、DVや性犯罪の被害防止について知る大変重要な機会である。また、市内のほぼ全中学校(1校のみ実施できず)に実施している意義も大きい。他自治体に先駆けて行っている、先駆的な取り組みであるので、今後も是非継続していただきたい。

・庁内の連携体制、関係機関との連携は大変重要である。研修会などを通して最新の情報を提供し、より良い支援体制が構築できるようお願いしたい。

・コロナ禍による社会情勢の変化で、それぞれ苦慮されていることとは思う。が、コロナ禍の今だからこそ、ニーズが高まっている状況もあるため、様々な相談部署や市の窓口から DVの兆候を察知し、適切な支援に繋がるよう、今後も引き続きお願いしたい。

・様々な施策を講じていることを評価するとともに、できるだけ多くの人に情報がとどく工夫を講じていただきたい。

I -3-2

配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援

担当課

男女平等課(←平和と人権課)・関連 部署

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援〈日野市配偶者暴力対策基本計画〉 方向性

● 配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化

DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し、暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし、連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。

● 配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援

被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。

● 市の体制整備と連携強化

DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

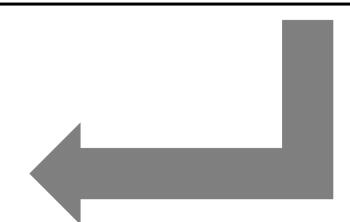
	**************************************				年度ごとの目標		計画上の目標			達成状況	<u>, </u>	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	⇒ 30年度 🕳	⇒ 31年度□	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
19	緊急一時保護の実 施	関連部署	警察、民間支援団体等関連 機関との連携を強化しすみや かに被害者を保護する。	一時保護の必 要性や関係機 関との連携について十分な説明 を行い、被害者 の意向を尊重し たうえで、すみ	被害者に緊急一時保護の野性や関との連携に対していたでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	いて十分な説明 を行い、被害者 の意向を尊重し たうえで、すみ	被害者が、すみ やかに一時保 護されている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
20	被害者の回復(自	(←平和と人	被害者の回復(自立)のため、住居・生活・就労などについて各制度を活用し、総合的に支援を行う。	の聞き取りを慎 重におこなう。 被害者へ工夫して情報提供をおこなう。 麦新の支援情 報の知識を得る ために、相談員	各制度の情報 を制度を を開まる を関いた。 を関いた。 を関いた。 を関いた。 を関いた。 をできる。 のは、 のは、 をできる。 のは、 をできる。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	て情報提供をおこなう。 最新の支援情報の知識を得るために、相談員	復(自立)に向けた支援がされている。	3.5	3.5	3.5	3.5	4.0
21	民間シェルターへの財政的支援	男女平等課 (←平和と人 権課)	民間シェルターへの財政的 支援を行う。	補助金の支給を行う	補助金の支給を行う	補助金の支給を行う	継続的な財政 的支援により、 民間シェルター が効率的に運 営されている。	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.19 (関連部署) ・令和2年度の緊急一時保護件数:11件 ・すみやかに被害者を保護し、本人の意向を尊重し、自立に向けた支援を進めることができた。その中で、保護に繋がる体制基盤となる都や協定施設、繋ぎ先の施設等、関連機関としっかり連携できた。その後も関係機関と定期的に連絡を取り合い、継続的な支援を行っている。		No.19 (関連部署) ・施設のルールが厳しく、一時保護を希望 する人の意向に添えない場合がある。世の 中の流れなどもあることから、施設のルー ルの見直しについて、施設と意見交換など をしていく必要がある。
No.20 (男女平等課(←平和と人権課)) ・女性相談事業において各制度を案内した。また、各制度の小冊子やパンフレット等を男女平等推進センター等に配架し、情報提供を行った。 ・DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座~トラウマと向き合う自分だけの時間」を実施し、被害者の心の回復のための支援を行った(偶数月第3土曜日6回中5回実施述べ41名)。また、「女性相談事業」を実施し(実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(全91日、367コマ)女性相談件数:233件(内、DV56件)、傾聴や支援に応じた関係機関等の情報提供を行った。 (関連部署) ・被害者の意思を尊重しながら、今後の自立に向けた活用できる資源を丁寧に説明し、一緒に考えながら、個々の状況に合わせた支援を行うことができた。	(男女平等課(←平和と人権課)) ・DV土曜講座はコロナの影響にて、4月のみ実施できず。	No.20 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き情報提供や講座を開催し、被害者の回復のための支援を行う。 (関連部署) ・一時保護し、配偶者等と離れた生活になると、精神的不安定感が強まり、様々な支援を関係機関と一緒に決定しても、上手く進まないこともあるため、寄り添った丁寧な支援を継続的に行う必要がある。
No.21 (男女平等課(←平和と人権課))	No.21 (男女平等課(←平和と人権課)) ・補助金支出先が後継者不足等の理由に より平成元年度で廃業したため補助金の支 出は行われなかった。	No.21 (男女平等課(←平和と人権課))

I -3-2	配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援		男女平等課(←平和と人権課)・関連 部署
--------	------------------------------	--	-------------------------

29年度4.530年度4.531年度4.5	32年度	4.0
	31年度	4.5
29年度 4.5	30年度	4.5
	29年度	4.5
28年度 4.5	28年度	4.5



I −3−3 市の体制整備と連携強化 担当課 男女平等課(←平和と人権課)・関連

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援〈日野市配偶者暴力対策基本計画〉

方向性

● 配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化

DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し、暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし、連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。

● 配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援

被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。

● 市の体制整備と連携強化

DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

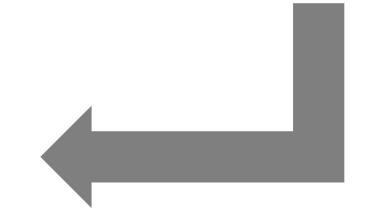
1	予事業の達成	W 710 W \ 1500 B			年度ごとの目標		計画上	の目標			達成状況	ļ	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	> 30年度 □	→ 31年度	324	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
22	情報管理の徹底	男女平等課 (←平和と人 権課)・関連 部署		庁内担当者連 を開催の を理る。 被害者は、 でのよう での必要 でのよう での必要 でのよう での必要 でのよう での必要 でのよう でのよう でのよう でのよう でのよう でのよう でのよう でのよう	庁内担当者連 相関理の を図 を図 を図 を図 を図 を図 を と で で で る。 で の に の と に 、 で り で り で り で り で り い り に り い り い り し り し い り し て り り し て り り し て り り し て り し て り し て り し て り し て り と り と り と し く し 、 と り と し と り と り と り と り と り と り と り と り		情報漏洩 0件		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
23	DV対応マニュアル の見直しと活用	男女平等課 (←平和と人 権課)・関連 部署	をするため、庁内におけるDV 対応マニュアルを必要に応じて見直す。	DV対応マニュアルの必要にも で見直し周知する。 一方内における意見や、最のの 大援ののの DV支援のの などを見ないである。 直しを図る。	知する。 庁内における支援担当者の意見や、最新の DV支援の情報	DV対応マニュアルの必要にも で見直し周知の必要にある。 一方は当者のの ではままない。 で対している。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			4.5	4.0	4.5	4.5	4.8
24	関連窓口を含む職員等の研修実施	男女平等課 (←平和と人 権課)	関連窓口を含む職員等に対して、DVのさまざまなテーマに応じて研修を行う。	DV対応マニュ アルの必要に応 じ見直し周知す る。	アルの必要に応	アルの必要に応	職員が正しい知 識を習得し、適 切に対応ができ ている。		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
25	各種関連窓口間の 連携強化	男女平等課 (←平和と人 権課)	配偶者暴力被害者支援担当 者連絡会を定期的に開催し、 情報交換を行い、連携を強化 する。また、必要に応じて関 連機関を含めた連絡会を開 催する。	職員研修の実施	職員研修の実施	職員研修の実施	連絡会の開催により、適切な対応ができている。		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

I −3−3 市の体制整備と連携強化 担当課 男女平等課(←平和と人権課)・関連

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.22 (男女平等課(←平和と人権課)) ・庁内担当者向けに、連絡会を書面開催し、被害者支援のための庁内連携方法等について再認識を図った。 (関連部署) ・被害者の安全・安心を最優先にし、必要最小限の情報提供をおこなった。	(男女平等課(←平和と人権課))	No.22 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き、DV被害者の安全確保及び自立 に向け情報共有を図っていく。 (関連部署) ・情報の管理や提供についての検証が必要 である。
No.23 (男女平等課(←平和と人権課)) ・DV被害者担当者連絡会事務局にてDV対応マニュアルの再確認を行った。 (関連部署) ・マニュアルがあることで、被害者の情報管理や情報提供ができた。結果、二次被害の 発生はなかった。	(男女平等課(←平和と人権課))	No.23 (男女平等課(←平和と人権課)) (関連部署) ・現在の状況にあったマニュアルになって いるか常にアンテナを張って見直しにつな げる必要がある。
No.24 (男女平等課(←平和と人権課)) ・庁内担当者向けに、連絡会を書面開催し、被害者支援のための庁内連携方法等について再認識を図った。	No.24 (男女平等課(←平和と人権課))	No.24 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き、DV被害者の安全確保及び自立 に向け情報共有を図っていく。
No.25 (男女平等課(←平和と人権課)) ・庁内担当者向けに、連絡会を書面開催し、被害者支援のための庁内連携方法等について再認識を図った。	No.25 (男女平等課(←平和と人権課))	No.25 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き、DV被害者の安全確保及び自立 に向け情報共有を図っていく。

32年度	4.7
31年度	4.6
30年度	4.6
29年度	4.5
28年度	4.6



I -4-1

その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実

担当課

男女平等課(←平和と人権課)・学校 課・関連部署

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 4 男女平等を阻む暴力や人権侵害を根絶するとともに被害者を支援する

方向性

● その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実

地域や学校、職場においてセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性暴力などの、男女平等を阻むさまざまな暴力を防止するために、情報提供をはじめとした意識啓発を すすめるとともに、被害者への相談を実施します。

<達成状況の評価>

2.各事業の達成状況(担当課評価)

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				:	年度ごとの目標	五	計画上の目標			達成状況	ļ.	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	⇒ 30年度 💳	→ 31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
26	セクハラ・パワハラ 等に関する啓発、 情報提供	男女平等課 (←平和と人 権課)	ハラスメント防止に向けて啓 発・情報提供を行う。	パネル展の実 施及び情報提 供を行う。	パネル展の実 施及び情報提 供を行う。	パネル展の実 施及び情報提 供を行う。	ハラスメント防止 の意識が高まっ ている。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
27	男女平等を阻む暴 力や人権侵害に関 する啓発、情報提 供		あらゆる暴力(人身取引、性の商品化等を含む)や性犯罪、ストーカー行為等を含む さまざまな暴力を防止するための啓発を行う。	随時情報提供を行う。	随時情報提供を行う。	随時情報提供を行う。	あらゆる暴力防 止の意識が高 まっている。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
28	学校における暴力 根絶のための教育 実施	学校課	学校において、暴力根絶をめ ざした社会の形成に向けた教 育を実施する。	学習指導要領 に基づいた授業 の実施	学習指導要領 に基づいた授業 の実施	学習指導要領 に基づいた授業 の実施	児童・生徒の発 達段階に応じ、 道徳の時間や 特別活動の時 間を中心に暴力 のない生活づく りに向けた教育 が行われてい る。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
29	被害者に対する相談の実施	男女平等課 (←平和と人 権課)・関連 部署	被害者のための相談機能を	繋がるよう、関係 機関との連携を 密にするととも	おこなう窓口に 繋がるよう、関係 機関との連携を	に相談や支援をおこなう窓口に 繋がるよう、関係 機関との連携を 窓にするととも	女性相談の実 施により、暴力 被害者への支 援がされてい る。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

I -4-1

その他の暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実

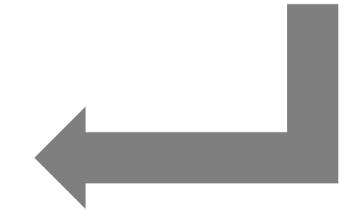
担当課

男女平等課(←平和と人権課)・学校 課・関連部署

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.26 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画週間等パネル展や、東京都・他自治体の啓発事業の告知を行い、情報提供を行った。 ・HP・広報等で相談窓口について掲載し市民に周知した。	No.26 (男女平等課(←平和と人権課))	No.26 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き啓発事業や情報提供を行う。
No.27 (男女平等課(←平和と人権課)) ・パープルリボンプロジェクト(過年度実施)で作製されたもの(リボン、パッチワーク)をパネル展にて展示した。(DV防止・啓発のためのパネル展「STOP The DV」(11月12日~11月25日)(多摩平の森ふれあい館1階) 同時に多摩平の森ふれあい館入口付近の窓にクリスマスツリーにパープルリボンを装飾したり、DV防止啓発を行った。 ・若年層を取り巻く性犯罪・性暴力について、「AV出演強要」「JKビジネス」「薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力」についてパネル展、ホームページに掲載した。 ・HP・広報等でDVに関する事項及び相談窓口を掲載し市民に周知。情報発信することができた。 ・デートDV出張講座を市内中学校7校にて実施し、若年層に直接伝えることができた。	No.27 (男女平等課(←平和と人権課))	No.27 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き啓発事業を行う。
No.28 (学校課) ・学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動等において、暴力根絶に向けた教育 を実施した。	No.28 (学校課)	No.28 (学校課)
No.29 (男女平等課(←平和と人権課)) ・「女性相談」を実施した。実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(全91日、367コマ) 女性相談件数:233件(内、DV56件) ・DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座~トラウマと向き合う自分だけの時間~」を実施(偶数月第3土曜日実施:参加者述べ41人)。回復の為のプロセスや心の傷を皆と共有したり、被害者に寄り添った支援ができた。 (関連部署) ・情報共有を行いながら相談窓口の棲み分けを行い、相談者の状況に寄り添った支援をおこなうことができた。	No.29 (男女平等課(←平和と人権課))	No.29 (男女平等課(←平和と人権課)) ・引き続き相談事業等、被害者に寄り添った 支援を行う。 (関連部署) ・暴力被害者本人以外の方から相談窓口 の案内を求められた場合の対応について、 場所や関係機関との連携も含め、マニュア ルに盛り込む必要がある。

32年度	4.8
31年度	4.8
30年度	4.8
29年度	4.8
28年度	4.8
28年度	4.8



I -5-1

生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発

担当課

セーフティネットコールセンター・子育て 課・男女平等課(←平和と人権課)

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 5 生活上の困難をかかえる市民への支援

方向性

● 生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発

就労や生活困窮、生活の不安などに対し、生活相談や経済的な支援を実施します。また、将来、貧困による生活の困難に直面することを防ぐため、職業訓練等の就労支援についての情報提供や、啓発を行います。

● ひとり親家庭への支援

生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、相談体制の充実、情報提供、子育てのための時間の確保、子どもの状況に配慮したホームヘルパーの派遣や経済的支援など、自立に向けたサポートを行います。

<達成状況の評価>

2.各事業の達成状況(担当課評価)

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

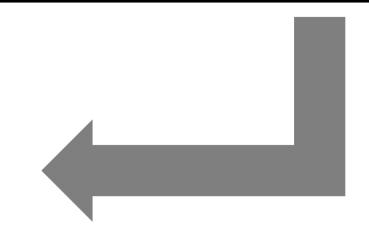
				-	年度ごとの目標		計画上	の目標			達成状況	7	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	> 30年度 □	→ 31年度	324	∓ 度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
30	生活相談の実施		就労や生活困窮、生活の不 安などに対し生活相談を実施 する。	生活困窮者の 相談をきめ細か く聞き取り、生活	前に包括的な支援を行い、自立	福祉の初期に 合相が問題で 知知の 知知の 知知の 知知の 知知の 知知の 知识の 知识の 知识の 知识の	支援に必要な 関係機関との連 携を深め、新の 開拓を図り、より 充実したさい る。		4.0	3.0	4.0	4.0	4.0
31	経済支援の実施	子育で課	貧困の世代連鎖を防ぐため、 家庭の経済状況により子ども の進学の機会や学力・意欲の 差が生じることがないよう経済 的な支援を行う。	各制度の周知と 適正な支給の 継続	各制度の周知と 適正な支給の 継続	各制度の周知と 適正な支給の 継続	各種手当の周 知と適正な支給 が継続されてい る。		5.0	5.0	5.0	4.0	5.0
32	リアの形成に向けた		仕事に就くための、また、非 正規・臨時雇用から、正規雇 用や希望の職業へステップ アップするための情報提供を 行う。	情報提供または セミナー開催 1回/年	情報提供または セミナー開催 1回/年	情報提供または セミナー開催 1回/年	情報提供により、正規雇用、 希望の職業へ のステップアッ プが進んでい る。		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.30 (セーフティネットコールセンター) ・福祉の初期総合相談窓口令和2年度相談受付件数:延べ8,850件(※生活困窮及び生活保護相談件数。相談実人員3,531人) ・個々の複合的な課題を把握し、状況に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、包括的に支援をすることができた。 ・相談窓口に繋がった生活困窮者を、関係機関と連携し、包括的な支援を行うために、生活困窮者自立相談支援調整会議の定例会1月に開催し、潜在的困窮者(疑いがある者含)を早期に窓口に繋いでもらう連携体制の強化を確認した。また、個別のケース会議を必要に応じ、随時開催した。 ・生活困窮者の自立相談窓口のチラシを、市内ミニバスやスーパーなどにも配架した。・生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業を新たに開始した:130回(延べ回数)開催、77名(※延べ人数)参加。		No.30 (セーフティネットコールセンター) ・生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、「自尊心の低下」、「病気や障害」等により、自ら支援窓口に辿り着くのが難しい方が多いため、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、支援機関に確実に繋いでいくことが必要。 ・相談員の不足。 ・就労準備支援事業における職業体験の場所の拡充。
No.31 (子育て課) ・他課との連携により、受給資格者へ制度周知を行った結果申請につなげることができている。	No.31 (子育て課) ・資格喪失者へ受給済み手当を返還請求、 勧奨を行っているが、完納が難しい。	No.31 (子育て課) ・他課との連携強化とともに、制度周知に努める。
No.32 (男女平等課(←平和と人権課)) ・ハローワーク八王子と連携し、「仕事と子育てを両立したい方のためのパソコン講習」を 年2回実施。また、東京しごと財団と連携し、「女性のための再就職セミナー」を開催し、再 就職について、情報提供を実施することができた。	No.32 (男女平等課(←平和と人権課))	No.32 (男女平等課(←平和と人権課))

I -5-1	生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発		セーフティネットコールセンター・子育て 課・男女平等課(←平和と人権課)
--------	----------------------------	--	---

32年度	4.3
31年度	4.0
30年度	4.3
29年度	4.0
28年度	4.3
28年度	4.3





I −5−2 ひとり親家庭への支援 担当課 セーフティネットコールセンター・子育で課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 5 生活上の困難をかかえる市民への支援

方向性

● 生活上の困難をかかえる男女への支援と防止に向けた啓発

就労や生活困窮、生活の不安などに対し、生活相談や経済的な支援を実施します。また、将来、貧困による生活の困難に直面することを防ぐため、職業訓練等の就労支援に ついての情報提供や、啓発を行います。

● ひとり親家庭への支援

生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、相談体制の充実、情報提供、子育てのための時間の確保、子どもの状況に配慮したホームヘルパーの派遣や経済的支援など、自立に向けたサポートを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

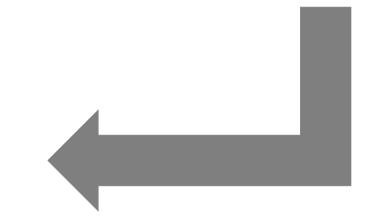
				年度ごとの目標		計画上の目標		達成状況			ļ		
No.	事業	担当課	内容	29年度□	> 30年度 □	→ 31年度	32年	 ▼ E E	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
33	ひとり親家庭への 相談体制の充実	セーフティ ネットコール センター	母子・父子自立支援員による 相談体制の充実を図る。	・児童扶養手当 現況届出期間 中は土曜日を設 する。 ・新事業開始に 伴い、立支援 を1名増員す る。	・児童扶養手当 現況届出期間 中は土曜日も相 談窓口を設置 する。	・児童扶養手当 現況届出期間 中は土曜日も相 談窓口を設置 する。	研修等の受講 により母子・父 子自立支援員 の質の向上を問 り、相談者の問 題の把握とそれ に対するき援が たかな支援が たかなながる。		4.0	5.0	4.0	5.0	4.0
34	ひとり親家庭への情報提供	セーフティ ネットコール センター	「ひとり親家庭のしおり」、「セミナー」などによる情報提供の充実を図る。	テーマ(予定) ①「教育費と家	「ひとり親家庭のしおり」改訂セミナーを年2回開催の支援制度利用者の体験談を入れたものを検討	・改訂した「ひとり親家関した「ひとり親家関係機関のでは、新知を関連を関するでは、新知ののは、新知ののは、一関連のは、一関連のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	ひとり親家庭へ の支援に必要な 情報提供が、適 切に実施されて いる。	セミナー開催2 回/年	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
35	ひとり親家庭の生 活・自立支援	センター・子	ひとり親家庭への生活支援 (ホームヘルパー派遣、経済 的支援)及び、ひとり親家庭 が自立するための資金の貸 付、給付事業、就労支援事業 を実施する。	・ひとり親支援セミナーで教育費を取り上げるの質付けるの質をの問知を工夫して行う ホームへル プット アービス事業の	・自立に繋がる 教育訓練等の 給付事業の周 知方法の見直し を図る ホームヘルプ サービス事業の	反結有で肌労 に繋がらない人 への支援をおこ なう ホームヘルプ	ひとり親家庭に 対するホームへ ルプサービスや 貸付支援等が、 継続して適切に 実施されてい る。		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

I −5−2 ひとり親家庭への支援 担当課 セーフティネットコールセンター・子育で課

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.33 (セーフティネットコールセンター) ・経験の浅い相談員と、ベテランの相談員が一緒に相談室に入り、面接相談の評価検証する機会を作ることで、相談スキルを共有できた。	(セーフティネットコールセンター) ・コロナウィルス感染拡大の影響で、新任研	受け、26市の連絡会や研修の延期が考えられるが、必要な時は個々に他市の現状を
No.34 (セーフティネットコールセンター) ・引き続き「ひとり親家庭のしおり」を各関係機関窓口にて配付。 ・ひとり親支援セミナーを2回実施。「アフターコロナを生き抜くための仕事や子育ての考え方」、「離婚前後の法的手続き」について学び、コロナ禍で定員一杯の参加者を得た。		No.34 (セーフティネットコールセンター) ・しおりは発行から3年経ち、制度が改正に なっている部分もあるので、5年後の改訂に 向けて、内容の検討が必要。
No.35 (セーフティネットコールセンター) ・ひとり親家庭で貸付を希望される方へ、他の給付型奨学金、学費の減免制度等の案内も含め説明し、貸付を行った。また、条件的に当課の貸付が受けられなかった方へ、他の奨学金・貸付の制度を含め案内を行い、必要な場合は他機関へ連絡し引継ぎを行った。・ひとり親の家賃助成については、引続き実施。86世帯に家賃助成を行った。また、コロナウィルス感染拡大の影響を配慮し、通常の家賃助成から外れた大学1・2年相当の年齢のお子さんが居る家庭へも令和2年、3年度の時限付で家賃助成を行った。 (子育て課)・要件に該当する方へ適正な派遣計画により実施。	(子育て課) ・派遣ヘルパー数の確保。	No.35 (セーフティネットコールセンター) ・家賃助成については受けられるのに申請をしていない人がいないかの確認方法が難しいので、様々な機会を使って周知していく。 (子育て課) ・安定した事業の実施。

32年度	4.0
31年度	4.3
30年度	4.0
29年度	4.3
28年度	3.7



||-1-1 ★重点施策

ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進

担当課

男女平等課(←平和と人権課)・産業 振興課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の 1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した生活への環境を整備する

方向性

● ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進

男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・ バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。

● ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ

企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取り組み事例の紹介などを行います。

<達成状況の評価>

2.各事業の達成状況(担当課評価)

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

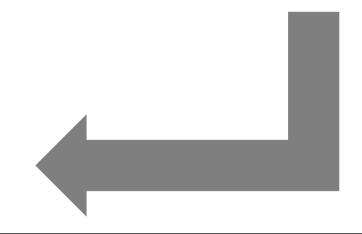
				年度ごとの目標		計画上	の目標	達成状況					
No	事業	担当課	内容	29年度	> 30年度 □	⇒ 31年度□	→ 32年	手度 28	8年度	29年度	30年度	31年度	32年度
36	ワーク・ライフ・バラ ンスに関する情報 提供	権課)・産業	市民に対し、情報紙などにより、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	四時情報提供 ワーク・ライフ・ バランスに関す る情報を企業訪問・メーリングリ スト等で年1回	バランスに関するセミナー 1回 /年 随時情報提供 ワーク・ライフ・ バランスに関業 高情報を企業が は、メーリングリ スト等で年1回	バランスに関するセミナー 1回 /年 随時情報提供 ワーク・ライフ・ バランスに関する情報を企業訪問・メーリングリ			3.5	3.5	4.0	3.5	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.36 (男女平等課(←平和と人権課)) ・東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。 ・HP・広報にて職場でのハラスメント防止に対する啓発や相談機関の連絡先等を掲載した。 (産業振興課) ・東京都労働相談情報センター八王子事務所と共催事業として、パート・契約社員で働く 基礎知識や、雇用トラブル対処法等を扱うセミナーを実施し、関連チラシ、パンフレット等 の市内施設への掲出を行った。 ・また、労働局と共催にて、働き方改革セミナーを事業者対象に実施した。	(男女平等課(←平和と人権課)) 新型コロナウイルスの影響により、例年実施していた産業まつりへの出店によるPRや情報提供ができなかった。	No.36 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・現在管理しているメーリングリストは、市の 補助金等の情報提供の目的で集められた ため、啓発活動でのアプローチ方法の検討 が必要。

4.施策の評価(本部評価)

32年度	3.0
31年度	3.5
30年度	4.0
29年度	3.5
28年度	3.5



本部評価委員 コメント

・ワーク・ライフ・バランスを効果的に実践していくためには、行政機関も含め雇用側である企業の姿勢が重要である。企業が積極的に取り組めるような仕組みづくり(例えば優良 企業を広報誌で取り上げる、優遇制度をもうける)が必要ではないか、関係機関と連携して検討していく必要がある。

・市民向けの啓発セミナーとしては、身近に感じられる話題(育児・介護・自己啓発・健康など)からセミナー内容を考えることでも有効であると考える。

・コロナ禍でテレワークやオンライン会議の環境整備は進んだ。ワーク・ライフ・バランスの実践は行政側だけでは実現が難しい。地域の大学やシンクタンクなどとも連携し、産官学 協働で行っていく方法を考えてはどうか。

・ワーク・ライフ・バランスについては、市内中小企業への積極的なアプローチが必要ではないか。

・ワーク・ライフ・バランスとひと言で言っても、様々の施策があると考える。誰でもできる身近な取り組み等は、広く周知をお願いしたい。

11-1-2

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ

担当課

男女平等課(←平和と人権課)・産業 振興課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の 1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した生活への環境を整備する 方向性

● ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進

男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・ バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。

● ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ

企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取り組み事例の紹介などを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

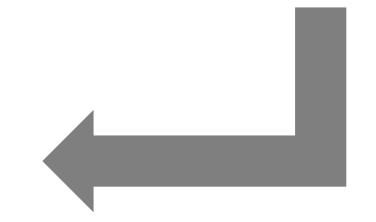
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				年度ごとの目標		計画上の目標			達成状況			
No.	事業	担当課	内容	29年度□	→ 30年度 🗖	→ 31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度
	ワーク・ライフ・バラ ンスに関する意識 啓発	男女平等課 (←平和と人 権課)・産業 振興課	事業所に対し、情報紙などにより、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する意識啓発を行う。	随時情報提供 労務制度に関 する情報につい て、有効な手段 を構築する。	随時情報提供 必要とする事業 所へ企業訪問 等により適宜情 報提供を行う。		ワーク・ライフ・ バランスに対す る認識が高まっ た事業所が増え ている。	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
	ワーク・ライフ・バラ ンス推進企業の紹 介	(←平和と人	ワーク・ライフ・バランスを推進 している企業・事業所の取り 組みについて、市ホームペー ジなどで紹介する。	男女平等課と連	男女平等課と連 携し、年1件以	携し、年1件以	紹介された好事 例を参考に、 ワーク・ライフ・ バランスを推進 した事業所が増 えている。	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5
39	ンス推進のための 事業及び助成制度	(←平和と人	事業所に対してワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供を行う。	バランスに関す る情報を企業訪	バランスに関す る情報を企業訪	随時情報提供 ワーク・ライフ・ バランスに関す る情報を企業訪問・メーリングリスト等で年2回 以上情報提供 する。	ワーク・ライフ・ バランス推進の ための事業に参 加したり、助成 制度を利用する 事業所が増えて いる。	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.37 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。 (産業振興課) ・啓発冊子等を窓口等で一部配布した。	No.37 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・企業訪問による配布はできなかった。	No.37 (男女平等課(←平和と人権課)) ・情報を充実させ、発信する。 (産業振興課) ・係員平均時間外が減らないなか、職員 ワークライフバランス確保のため、変わらず 企業訪問を減らさざるを得ない状況である。
No.38 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・事例集を市内施設の窓口等で一部配布した。	No.38 (男女平等課(←平和と人権課)) ・検討したが、ホームページ掲載までには至らなかった。 (産業振興課) ・市HPでの紹介はできなかった。	No.38 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・市内企業の表彰事例等が発生しなかった 場合の紹介方法について検討をする必要 がある。
No.39 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。 (産業振興課) ・助成制度に関するチラシを窓口等で一部配布した。	No.39 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・企業訪問、メーリングリストでの情報提供 はできなかった。	No.39 (男女平等課(←平和と人権課)) ・情報を充実させ、発信する。 (産業振興課) ・ワークライフバランスについて中小企業の 理解が進んでいない中、メーリングリストに より情報提供することで、メーリングリストの 本来の効果が薄れることが懸念される。

29年度2.530年度2.531年度2.5
1.04
29年度 2.5
00
28年度 3.0



Ⅱ-2-1 ★重点施策

多様なニーズに対応する保育体制の充実

担当課

保育課・子ども家庭支援センター

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の 2 子育てへの支援を充実する

方向性

● 多様なニーズに対応する保育体制の充実

男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立し、さまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。

● 子育てを地域で支える仕組みの充実

子育て中の親が孤立することがないよう、身近な地域で子育てに関する情報を得たり、子育てに関する相談、交流ができるように地域の子育て拠点を充実します。また、子育て中の親を地域で支え合う体制をつくるために、子育ての支援ができる地域人材を育成し、活用を図ります。

● 男性の育児への参加促進

また、男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。 男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう、子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育てを支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				年度ごとの目標		計画上の目標		達成状況			2		
No.	事業	担当課	内容	29年度□	→ 30年度 🗀	→ 31年度	324	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
40	待機児童の解消	保育課	保育ニーズの動向に併せた 保育園の確保。	1回/年以上の 検討	1回/年以上の 検討	待機児童 O 人	待機児童 O 人	1回/年以上の 検討	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
41	一時保育・ショート ステイ・トワイライトス テイの充実		一時保育・ショートステイ・トワイライトステイを充実する。	・より使いや育事と での一様にない。 ・より使いででは、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・	子育で大大大学では すでは 大学ででは 大学でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・一時会子業対地庭多育の公一実際事功・一時会では「大学を子でででです。 ・一時会では「大学でででででででいる。」 ・一時会では「大学ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	内容が充実し、 利用者の利便 性も向上してい る。		3.0	3.0	4.0	4.0	4.0
42	延長保育、休日保 育、病児・病後児保 育の促進	保育課	延長保育、休日保育、病児・病後児保育を促進する。		延長保育、休日 保育、病児・病 後児保育の継 続実施。	延長保育、休日 保育、病児・病 後児保育の継 続実施。	延長保育、休日 保育、病児・病 後児保育の継 続実施。		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

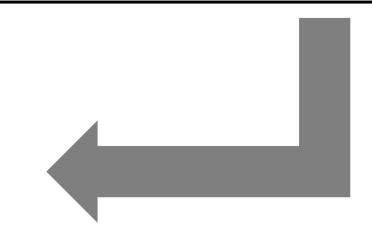
3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.40 (保育課) ・就学前児童人口と保育需要の動向を注視しながら、事業者等からの保育所整備の提案などの情報整理に努めた。 ・入園申請で不承諾となった世帯に対しては、保育所の空き情報提供や家庭の状況把握を行った。		No.40 (保育課) ・就学前児童人口と保育需要の動向を引き 続き注視しつつ、入園申請世帯の保育の必 要性については、引き続き状況把握を進め る必要がある。
No.41 (子ども家庭支援センター) ・一時保育事業検討委員会を今年度1回実施。一時保育事業の実施状況について検討を行った。 ・31年度からは民間保育園での一時保育が2園新規に実施した。うち1園はO歳児の一時保育も行っている。広報ひの2月1号にてトワイライトステイ事業のPRを実施した。	(子ども家庭支援センター) ・実施施設の増加に向けての検討は、コロ ナの影響で利用が減少しているため、今後	
No.42 (保育課) ・保育園46園(認可・小規模・家庭的)での延長保育、市内2カ所での休日保育(認可・小規模)、市内3カ所での病児・病後児保育(延べ439人)を実施した。		No.42 (保育課) ・引き続き、延長保育・休日保育・病児、病 後児保育を実施する。

-2-1 ★重点施策	多様なニーズに対応する保育体制の充実	担当課	保育課・子ども家庭支援センター
------------	--------------------	-----	-----------------

4.施策の評価(本部評価)

29年度	4.0
30年度	4.3
31年度	4.3
32年度	4.3



本部評価委員 コメント

- ・入園不承諾世帯へのきめ細やかな対応は評価できる。引き続き、今後の保育需要を注視しつつ取り組まれたい。
- ・幼児教育無償化により今までと異なった保育ニーズが生まれてきているので、この点も考慮し、有効な保育体制構築に取り組んでいただきたい。
- ・一時保育事業が民間保育園2園で開始されたこと、市内46園での延長保育、休日保育、市内3か所での病児、病後児保育の実施は、働きながら子育てを行っている親の要望に 沿った施策であり、若い世代の親たちにアピールできると評価している。今後も充実していただきたい。
- ・一時保育事業検討委員会において、この事業の状況や課題を掘り下げ、公立保育園での実現について検討をし、また民間保育園への支援の充実も検討することで、より良い保育が行われるよう期待している。

11-2-2

子育でを地域で支える仕組みの充実

担当課

子育で課・子ども家庭支援センター・ 保育課・健康課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の 2 子育てへの支援を充実する

方向性

● 多様なニーズに対応する保育体制の充実

男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立し、さまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。

● 子育てを地域で支える仕組みの充実

子育て中の親が孤立することがないよう、身近な地域で子育てに関する情報を得たり、子育てに関する相談、交流ができるように地域の子育て拠点を充実します。また、子育て中の親を地域で支え合う体制をつくるために、子育ての支援ができる地域人材を育成し、活用を図ります。

● 男性の育児への参加促進

また、男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。 男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう、子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育てを支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

			年度ごとの目標 計画		計画上	の目標	達成状況						
No.	事業	担当課	内容	29年度	▶ 30年度 🗀	→ 31年度	32年		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
43	子育てを地域で支える拠点の充実	子育て課	身近な地域で子育てに関する情報を得たり相談ができるように、児童館、学童クラブ、ひのっちなどの地域の拠点を充実させる。	学童クラブ施設整備の検討。 「なつひの」の段階的拡充。 児童館に対するニーズの検討。	検討の継続と対 応	検討の継続と対 応	地域を支える児 童館・学童クラ ブ・ひのっちの さらなる連携と 充実が図られ、 より身近な拠点 になっている。		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
44	地域の人材を活用した子育て支援	子ども家庭 支援セン ター	材を発掘・育成し、その活用 を図る。ファミリー・サポート・ センター事業のサービス提供	・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業支援と ・子の活用を が、支援協力員の ・子育でが ・子の ・子の を がった を がった がった がった がった がった がった がった がった がった がった	い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進めるため、 「ACTすこやか	・子育てパートナー事業で育	ボランティ、テランティ、アチランティ、、アチランティ、、アチランティ、、アチランディ、とは、アチランのでは、アチランのでは、大きないが、ないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、		3.0	3.0	3.0	4.0	3.0
45	子育で情報の提供	子育課・健康家庭一	保育サービス、子育て相談、 子育て支援事業、子育て サークルなどに関する情報提 供を行う。	「ぽけっとなるが増える・子小では別を知っているが増える・子がりまる。 ・子がりのでは、まながり、子がいるでは、まながりでは、まないではないでは、まないでは、まないでは、まないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	の継続と充実 「ぽけっとなる」 ・子「ぽ用知やする」 ・子「ぱ周増情充でのない。 ・子「おのしたのででは、 ・子でのででは、 ・子でのででは、 ・子でのででは、 ・子でのででは、 ・子でのででは、 ・子でのででは、 ・子ででででいる。 ・子ででででいる。 ・子ででででいる。 ・子でででいる。 ・子では、 ・子でのでは、 ・子でのでは、 ・子では、 ・子でのでは、 ・子では、 ・子でのでは、 ・子では、 ・子でのでは、 ・子では、 ・子でのでは、 ・子では、 ・子では、 ・子でのでは、 ・子では、 ・子でのでは、 ・子では、 ・子では、 ・子でいる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を知っているが増える・イト「ピ」を周知ををでした。 ・子「ピ」を問知をでした。 ・子「ピ」をのででは、 ・子「でのででである。・ ・子「でのででは、 ・子ででででいる。 ・子でででいる。 ・子でででいる。 ・子ででいる。 ・子ででいる。 ・子ででいる。 ・子ででいる。 ・子でのでは、 ・子でいる。 ・子では、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、 ・、	子育で情報が継続的に提供されている。	・子育で情報冊 子「知っ得ハンド ブック」発行1回 /年 ・子育で情報サイト「ぽけっとなけっと随時更新 供と随時更新	4.0	ვ.	3.8	4.0	4.3

11-2-2

子育てを地域で支える仕組みの充実

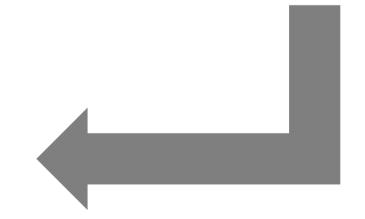
担当課

子育て課・子ども家庭支援センター・ 保育課・健康課

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
うと必のこ	43 子育て課) 子ども達の放課後等の居場所は児童館・学童クラブ・ひのっちの3つの事業で支えるこで、保護者(児童)は放課後等の居場所を選択でき、なおかつ、増加する学童クラブを要とする児童全員を受け入れることができた。このことは3つの事業の連携とそれぞれ充実の表れと考える。ロナ禍においても感染対策を図った上で事業を継続し、居場所の提供や相談事業を施した。	異なり、一人あたりの育成面積等の育成環境が厳しい状況となっている施設もある。こ	
・ラ	子ども家庭支援センター) ソアミリー・サポート・センター事業の提供会員数は、前年度並の水準を確保。 子育てパートナー事業での子育て支援員養成講座(1クール7日間)に8人の参加があっ	No.44 (子ども家庭支援センター) ・感染予防のため乳幼児健診でのファミ リー・サポート・センター依頼会員登録活動 ができなかった。 ・子育てパートナー事業で育成した子育て 支援員の活躍の場をさらに広げていきた い。	No.44 (子ども家庭支援センター) ・乳幼児健診での会員登録の再開 ・子育て支援員の活躍の場を確保する。
• 年 行	子育て課) 別用者にとって身近な10か所の全児童館において「日野の子育て、児童館でまるっと わかり!」と題した掲示コーナーを設け、子育て・子育て支援等に関する情報の提供を っている。また、ツイッターを活用した情報発信に努めた	No.45 (子育て課) ・保育園の入所に関する情報等専門的な知 識と経験が必要な部分は、既存の児童館で は対応できない。入り口としてつなぐ役割を 果たしていく。	に図る。
広·伊·公·	経育課) 報ひのや市ホームページ等を活用して保育サービスや子育で情報の提供を行った。 経育施設利用のしおり 年1回(10月)発行 経育園募集人数 HP掲載(毎月) 公立保育園の地域向け行事や園庭解放 広報掲載(毎月) 日野市の保育サービスの情報冊子を窓口に閲覧用として設置(コンシェルジュ作成)	んでいる	(保育課) ・引き続き積極的に情報提供を行っていく。 (健康課) ・利用するかどうかは保護者次第であり、利用しなくとも予防接種を定期に受けられているかが重要であると思われる。
· 「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	『ぱけっとなび」の周知は、十分できている。 「ども家庭支援センター) 『ぱけっとなび」をリニューアルし、スマートフォンアプリ対応とした。 「出自粛の影響か、閲覧件数は増加している。 「育てひろばの混雑状況を毎日「ぽけっとなび」で更新。 『ぱけっとなび」に地域活動子どもカレンダー・センターだよりをPDFで毎月掲載。 『ぱ問事業者との協働で日野市オリジナルの子育て情報誌を発行。 『つ得ハンドブックや「ぱけっとなび」、産前産後ケア事業のPRチラシ等を、母子手帳と 諸に配布。また転入者には市民窓口課の協力で転入手続きを行った際に配布。		(子ども家庭支援センター) ・「ぽけっとなび」での情報発信方法の整理

32年度	4.1
31年度	4.3
30年度	3.9
29年度	3.9
28年度	4.0



11-2-3

男性の育児への参加促進

担当課

健康課・保育課・子ども家庭支援センター・文化スポーツ課・中央公民館

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の 2 子育てへの支援を充実する

方向性

● 多様なニーズに対応する保育体制の充実

男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立し、さまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。

● 子育てを地域で支える仕組みの充実

子育て中の親が孤立することがないよう、身近な地域で子育てに関する情報を得たり、子育てに関する相談、交流ができるように地域の子育て拠点を充実します。また、子育て中の親を地域で支え合う体制をつくるために、子育ての支援ができる地域人材を育成し、活用を図ります。

● 男性の育児への参加促進

また、男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。 男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう、子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育てを支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				年度ごとの目標		計画上の目標			達成状況				
No.	事業	担当課	内容	29年度□	⇒ 30年度 🗀			丰度	28年度			31年度	32年度
46	ママ・パパクラス(妊娠・産後の育児勉強会)への参加促進	健康課	ママ・パパクラスへの男性(父親)の参加を促進する。	190名 入浴コース 配偶者参加者 数 200名 妊婦参加者数 200名	基礎者 30年 200名 40名 200名 30名 30名 30名 30名 30名 30名 30名 30名 30名	 基配数 35婦名 五者 二参 二参 二者 二参 加 一参 加 一参 加 人配数 200 年 人配数 200 日 人工数 200 日 	基礎者 40名 40名 220名 220名 40名 200名 40名 40名 40名 40名 40名 40名 40名 40名 40名		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
47	育てひろば等への	ども家庭支	子育てサークル・子育てひろ ば等への男性(父親)の参加 を促進する。	男性(父親)が 参加しやすい内 容・日程が検討 され実施できて	参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の	容・日程が検討	で男性(父親)		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
48	文化、スポーツ、レ クリエーション活動 を通じた男性の子 育て支援	文化スポーツ課・中央公民館	文化、スポーツ、レクリエー ション活動への親子での参加 をきっかけとして、男性の育児 参加を促進する。	るスポーツ及び 文化プログラム のを年1回以上 実施 「男性の子育て	親子で参加できるスポーツ及び文化プログラムのを年1回以上実施 「男性の子育て支援講座」の内容検討	るスポーツ及び 文化プログラム のを年1回以上 実施 「男性の子育て	男性の育児参加への意識が高まっている。	男性向けの子育 て支援に関する 学習の機会2回 以上/年	2.5	3.5	4.0	4.0	3.0

11-2-3

男性の育児への参加促進

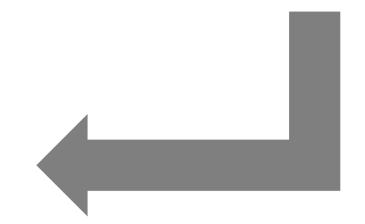
担当課

健康課・保育課・子ども家庭支援センター・文化スポーツ課・中央公民館

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.46 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・休日開催の沐浴コースは、以前から変わらず、ほぼ夫婦で参加され、目標を十分達成している。平日開催の保健コースについても、今年度は出席者のうち、おおよそ1/3が夫婦での参加となっており、夫の参加率が上昇傾向である。	(健康課(←子ども家庭支援センター)) ・参加人数が減少。保健コース、医師講話	No.46 (健康課(←子ども家庭支援センター)) ・新型コロナウイルス感染状況を考慮したう えでの開催方法の適宜検討。
No.47 (保育課) ・父親が参加しやすいよう、土曜日に行事を実施すると共に、父親に積極的に話しかけ、子どもの成長を伝えながら保育園に親しみを持ってもらうことにより、多くの方が行事に参加した。 ・園行事の父親参加 延157日、1,488人(公立保育園10園集計) (子ども家庭支援センター) ・子育てひろばでは、父親が参加しやすい日曜日や土曜日に親子向けのイベントを実施。 地域子ども家庭支援センター万願寺:ベビーマッサージ、親子で手形、シングルママパパ等 地域子ども家庭支援センター多摩平:ベビーマッサージ、ファミリーの日、シングルママパパパ等		No.47 (保育課) ・引き続き父親の参加を促すため、行事日 程や周知方法を工夫していく。
No.48 (文化スポーツ課) ・親子で楽しめるイベントとして、スポーツでは多摩動物公園ウォーキング、ブルーベリーウォーキング、スポーツ体験会グラウンドゴルフを実施した。 (中央公民館) ・令和2年12月にZoomによるオンライン講座で「アンガーマネジメント講座」を実施した。「アンガーマネジメント」とは、怒らなければならないときは上手に怒る一方、必要のないときは怒らないようにする心理トレーニングのことを指し、子育ての際にどうしてもイライラしてしまう、という悩み解決の一助となる講座。参加者の中には男性の姿も見られた。	(文化スポーツ課) ・コロナの影響でスポーツレクリエーションフェスティバルが中止となった。 ・市民会館・七生公会堂が、コロナの影響と大規模修繕のため、令和2年度はほとんど閉館しており、親子向け文化プログラム等を実施できなかった。 (中央公民館) ・男性を中心とした子育て講座の未実施	No.48 (文化スポーツ課) ・withコロナ、アフターコロナにおける感染拡大防止を踏まえた子育で世代向けのスポーツ・文化の新たな事業実施モデルの構築 (中央公民館) ・公民館では子育でサークル参加者発案で「ママのための自分時間」という子育でから離れて自分の時間を過ごす企画を実施した。3年度も子育で世代が中心の手芸サークルによる居場所作り企画実施予定の中で、育児中の男性への支援事業を随時検討・実施していく。

32年度	4.0
31年度	4.3
30年度	4.3
29年度	4.2
28年度	3.8



11 - 3 - 1

男女がともに介護を担う意識づくり

担当課

男女平等課(←平和と人権課)・高齢 福祉課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の 3 介護への支援を充実する

方向性

- 男女がともに介護を担う意識づくり
- 介護休業制度などの周知とともに、男女ともに継続して就労しながら、介護を担うことができるような意識づくりに向けた啓発を行います。
- 介護者への支援

家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外サービスを含めた多様な介護サービスや、地域で支え合う仕組みづくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

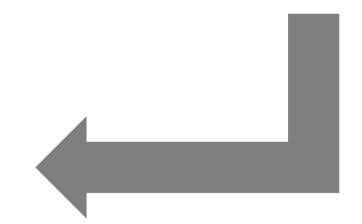
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				:	年度ごとの目標	栗	計画上の目	標	,	達成状況	ļ	-
No.	事業	担当課	内容	29年度□	→ 30年度 🗖	→ 31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
49		男女平等課 (←平和と人 権課)・高齢 福祉課	男女がともに介護を担う意識 づくりのためのセミナー等を開 催し、啓発、情報提供を行う。	セ働室す セ等提女をめパ配護種すりのに軽負ンにまる こ、供が担るン布保サる高家か減担ーるの 一発よも意 レよ制ビ解者介負た等の護討 開情男護高 の各対ま 者のの担 機報 選高 の 各対ま 者の 担	配布により、介護保険制度と名種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介負担の軽減、またその	室実施の検討 する。 セミナーの開情報 失さいたいの開情報 を担う意識がいたがいたいではいる。 アントルのでは、力をある。 アントルのでは、力をある。 アントルのでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	セ等提女をまパ配護種すりのに軽負う進ると、供が担っン布保サる高家か減担勢ら一発よに識る。ト、を一種がある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.0	4.0	3.5	3.5	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.49 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。 (高齢福祉課) ①情報提供:「ともに支えあいの介護保険」等のパンフレットを包括支援センターや窓口に設置し、周知している。 ②地域包括支援センターとの協働:地域の高齢者を対象に、介護教室や介護予防教室等実施し、介護に関する知識の向上、意識啓発に努めている。	(男女平等課(←平和と人権課)) (高齢福祉課) ・コロナにより教室実施を縮小した	No.49 (男女平等課(←平和と人権課)) (高齢福祉課) No.49 (高齢福祉課) ①より広い周知や、わかり易いパンフレット 等の作成を検討する。 ②地域課題や住民ニーズの把握に努め、 より効果的な講座、勉強会等を実施してい く。

31年度 3.5	
0.0	
30年度 3.5	<u> </u>
29年度 4.0)
28年度 4.0)





Ⅱ-3-2 ★重点施策 介護者への支援 担当課 高齢福祉課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の 3 介護への支援を充実する

方向性

- 男女がともに介護を担う意識づくり
- 介護休業制度などの周知とともに、男女ともに継続して就労しながら、介護を担うことができるような意識づくりに向けた啓発を行います。
- 介護者への支援

家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外サービスを含めた多様な介護サービスや、地域で支え合う仕組みづくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

					年度ごとの目標	栗	計画上	の目標			達成状況	!	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	> 30年度 □	→ 31年度	32年	F度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
50	多様な介護サービス、介護保険外 サービスの実施	高齢福祉課	多様な介護サービス、介護保険外サービスを実施し、介護者の負担軽減を図る。また、レスパイトケア※5事業を充実していく。	機能型居宅介	特別養護老人 ホーム1ヶ所記に伴うションでは、 ではいる。 で対応では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	特別養護老人 ホーム1ヶ所と 設に伴うシュ充の ではいる。 で対応でいいでは では では では では では では では では では では では では で	対応型訪問介 護看護は対応		5.0	5.0	4.0	5.0	2.0
51	地域で支え合う仕 組みづくり(認知症 カフェ設置等)の検 討	高齢福祉課	認知症の人や家族を地域全体で支え合う仕組みづくりを推進するため、認知症カフェの設置や認知症サポーターの養成を行う。	既に計画上の	レスパイト型認知症カフェ新設の検討を進める	レスパイト型認 知症カフェを新 設する	認知症サポーターの養成数10,000人		4.0	5.0	5.0	5.0	5.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.50 (高齢福祉課) ・看護小規模多機能型居宅介護事業については、平成30年度に事業所が新設され、対 応を拡大して本年度も実施することができた。	(高齢福祉課) ・特別養護老人ホームの新設及び定期巡	No.50 (高齢福祉課) ・令和5年度に向けたグループホームの新 設
No.51 (高齢福祉課) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症サポーター養成講座の実施回数は例 年に比べ少なくはなったが、今年度618人の方に認知症サポーターになっていただいた。	(高齢福祉課)なし	No.51 (高齢福祉課) ・認知症カフェ「オレンジ広場」の運営ボランティアやチームオレンジのメンバー等、認知症サポーターの方の活躍の場を創出すること。

32年度	3.5
31年度	5.0
30年度	4.5
29年度	5.0
28年度	4.5



-3-2 ★重点施策	介護者への支援	担当課	高齢福祉課
------------	---------	-----	-------

本部評価委員 コメント

- ・ショートステイ事業の拡充は、介護をする家族が一時的に介護から解放されることで休息を得られるようにする支援であることから、介護者の心のケアにもつながる。これからも 当該事業の充実をお願いしたい。
- ・認知症の介護は家族には大変大きな負担となる。認知症対応型のサービスについては、より充実したサービスを提供できるようにしていただきたい。
- ・令和5年度のグループホームの新設に向けては、十分に調査検討を行い、運営体制や質については十分検討を重ねて準備されたい。
- ・「オレンジ広場」を運営している各団体との交流会を開催することは、課題や問題点をお互いに洗い出し、より良い運営ができるようにすることとなり、この事業の底上げにもなる ことだと思う。

Ⅱ-4-1 ★重点施策

女性へのライフステージを通した就業支援

担当課

男女平等課(←平和と人権課)・産業 振興課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり 施策の 4 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境を整備する

方向性

● 女性へのライフステージを通した就業支援

女性の働き方は、結婚や妊娠・出産などのライフステージが変化することにより影響を受けます。

今は、就労を中断しているが、いつか働きたいと考えている女性に対し、ライフスタイルに合わせて就労の選択ができるよう、家庭内でできる仕事、短時間の勤務及び起業など に関する情報提供を行います。また、就労の中断期間を生かした、再就職へのキャリアプランづくりを支援します。

<達成状況の評価>

2.各事業の達成状況(担当課評価)

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				:	年度ごとの目標	Ę	計画上	:の目標			達成状況	ļ	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	⇒ 30年度 🗖	→ 31年度	324	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
52	女性の再就職支援	(←平和と人	ハローワーク等と連携し、再 就職を支援する講座等を実 施する。 女性の資格取得や職能開発 などに関する情報提供を行 う。		ハローワークと 共催の就職支援セミナー2回 /年 女性の再就職の導入となる ミナー2回/年 パートタイムセミ ナーを年3回開催	・ ハローワークと 共催の就職を 接セミナー2回 /年 女性の再就るを ミナー2回/ ・ パートタイムセミ パートタイムセミ 催	随時情報提供 を行うほか、講 座等の実施におり、女性の再就 戦に向けた支援 が推進されてい る。	パートタイム就 職支援セミナー 2回以上/年 開 催 ハローワークと 共催の再就職支 援講座 2回/年 開催	4.5	4.0	4.0	4.5	3.5
53	女性の創業支援	(←平和と人	多摩平の森産業連携センター(PlanT)等を活用し、女性の創業支援のための講座等を実施する。また、創業に活用できる融資制度等に関する情報提供を行う。	た 創業セミナー等	随時情報提供 女性にも配慮した 創業セミナー等 2回以上/年開催	た 創業セミナー等	については、HP	た 創業セミナー等 2回以上/年 開 催	4.0	4.0	3.5	3.5	2.5
54	女性のためのキャリ ア相談の実施		キャリア相談の実施に向けた 検討を行う。	効果的なキャリ ア相談の実施 方法について検 討	効果的なキャリ ア相談の実施 方法について検 討	ア相談の実施	アップのための		3.0	3.0	4.0	4.0	3.0

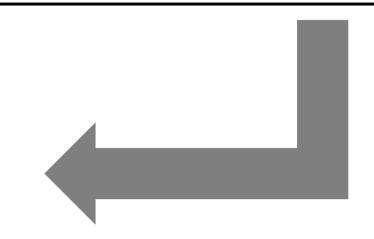
3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.52 (男女平等課(←平和と人権課)) ・ハローワーク八王子との共催によるパソコン講習を実施し、女性の再就職を支援することができた。(実績:年2回述べ20名参加。) ・東京しごとセンター多摩と共催し、「女性のための再就職支援セミナー」を実施した。(参加人数29名)	(男女平等課(←平和と人権課)) ・新型コロナウイルスの影により、パソコン	No.52 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課)
(産業振興課) ・窓口や広報にて、女性向けの就職支援イベント等の情報発信をおこなった。	(産業振興課) ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、パートタイムセミナー等を実施できなかった。	
No.53 (男女平等課(←平和と人権課)) ・厚生労働省等からのリーフレットを配架し、随時情報提供した。 (産業振興課) ・オンラインによる創業セミナーを実施した。	No.53 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育付きの創業スクールの実施ができなかった。	No.53 (男女平等課(←平和と人権課)) (産業振興課) ・オンラインによる支援の充実。
No.54 (男女平等課(←平和と人権課))	11313	No.54 (男女平等課(←平和と人権課))

-4-1 ★重点施策	女性へのライフステージを通した就業支援	担当課	男女平等課(←平和と人権課)・産業 振興課
------------	---------------------	-----	--------------------------

4.施策の評価(本部評価)

32年度	3.0
31年度	4.0
30年度	3.8
29年度	3.7
28年度	3.8



本部評価委員 コメント

・ハローワークや東京都しごと財団との共催による女性限定の再就職を目指すスキルアップ講座や面接会の開催は、就職支援の専門家が講師となるため、参加者の意識も高まり、就職に直結するものとして評価できる。

・育休中の女性にスポットを当て、仕事を辞めるか迷っている人、続けられるか不安な人に対して、その不安を解消して、キャリアの継続を意識した講座は有効であると思う。関連 機関での相談事業等情報収集しながら、女性のキャリアに関する支援事業について検討されたい。

・子ども同伴・保育付きでのセミナーなど、女性が就業に対して前向きになれるような施策は評価できる。今後も継続してほしい。

11 - 5 - 1

雇用における男女平等参画の推進

担当課

男女平等課(←平和と人権課)・産業 振興課・市長公室

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり 施策の 5 誰もが能力を発揮して働くことができるように環境を整備する

方向性

● 雇用における男女平等参画の推進

女性が就労を継続できるよう、母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供をします。

● 事務所等における意思決定過程への女性参画促進

事業所等における意思決定過程への女性の参画推進のために、女性を意思決定の場に多数参加させるなどのポジティブ・アクション※6を進めている事業所を紹介し、その導入を促します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

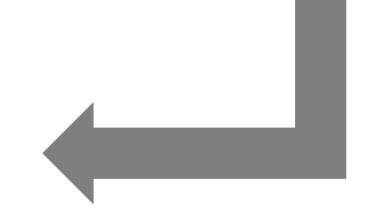
┃5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				:	年度ごとの目標	Ę.	計画上の目標			達成状況	Į.	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	▶ 30年度 🗀	→ 31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
55	雇用における男女 平等推進のための 情報提供・啓発	(←平和と人	事業所、労働相談情報センターと連携し、雇用における男女平等を推進するための情報提供、講座を実施する。(母性健康管理を含む男女雇用機会均等法などの法制度や、労働者派遣法、パートタイム労働法など)	随時情報提供 労働情報セン ターとセミナー を年3回開催。	随時情報提供 労働情報セン ターとセミナー を年3回開催。	随時情報提供 労働情報セン ターとセミナー を年3回開催。	雇用における情 労働情報セン ターと共催のセミ がしっかり実施 ナー3回/年 開されている。		4.0	4.0	3.5	4.0
56	労働に関する相談と情報提供	権課)・産業	労働相談情報センターと連携 を図り、労働に関する相談や 情報提供を行う。	労働相談情報 センターからの チラシやポス ターの掲示によ		随時情報提供 関連部署への 労働相談を チラシや掲示に及び を 発活動 労働相談事 の 発統の 労働相談 が の 発が が の の の の の の の の の の の の の の の	雇用に関する情報が適切に提供され、労働に関する相談ができ ている。		3.7	3.7	3.7	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.55 (男女平等課(←平和と人権課)) ・厚生労働省等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。 (産業振興課) ・新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、4回の労働セミナーを実施した。	No.55 (男女平等課(←平和と人権課))	No.55 (男女平等課(←平和と人権課))
No.56 (男女平等課(←平和と人権課)) ・厚生労働省等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。 (産業振興課) ・東京都労働相談情報センターとの共催で4回(8日間)の労働セミナーを実施。 ・関連就労支援施設のチラシ配下、各施設への配布。	No.56 (男女平等課(←平和と人権課)) (市長公室) ・コロナ感染拡大防止のため労働相談2/12 回休止。	No.56 (男女平等課(←平和と人権課)) (市長公室) ・新たな相談対応が可能な設備等の充実。 ・労働相談の利用率の向上、周知。
(市長公室) ・社会保険労務士による労働相談の継続実施。 ・相談内容に応じて、法律相談や労働相談情報センターの紹介。		

1.//LS 2K V / B	m (277 115 11 1m /			
28年度	4.0			
29年度	3.8			
30年度	3.9			
31年度	3.6			
32年度	4.0			



11-5-2

事業所等における意思決定過程への女性参画促

担当課

男女平等課(←平和と人権課)

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり 施策の 5 誰もが能力を発揮して働くことができるように環境を整備する

方向性

● 雇用における男女平等参画の推進

女性が就労を継続できるよう、母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供をします。

● 事務所等における意思決定過程への女性参画促進

事業所等における意思決定過程への女性の参画推進のために、女性を意思決定の場に多数参加させるなどのポジティブ・アクション※6を進めている事業所を紹介し、その導 入を促します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

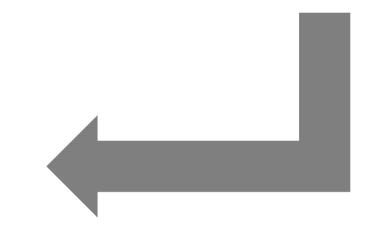
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

_	<u>: u + , v , z / </u>	-			年度ごとの目標		計画上の目標			達成状況	<u> </u>	'
	lo. 事業	担当課	内容	29年度□	⇒ 30年度 🗀	⇒ 31年度□	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	7 女性の参画推進に	男女平等課 (←平和と人	事業所に対し、女性活躍推進 法等に関する情報提供を行 う。また、女性が意思決定の 場に多数参加するなど、ポジ ティブ・アクションを推進して いる事業所に関する情報収 集や提供を行う。		随時情報提供	随時情報提供	事業所等にお ける意思決定過 程への女性参 画が進んでい る。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.57 (男女平等課(←平和と人権課)) ・内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。	No.57 (男女平等課(←平和と人権課))	No.57 (男女平等課(←平和と人権課))

32年度	3.0
31年度	3.0
30年度	3.0
29年度	3.0
28年度	3.0
28年度	3.0



Ⅱ-6-1 ★重点施策

防災対策における女性の参画推進

担当課

防災安全課・男女平等課(←平和と 人権課)

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の 6 男女平等参画の視点に立った防災体制の確立

方向性

● 防災対策における女性の参画推進

防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大するため、女性防災リーダー育成のための取り組みを行います。災害用備蓄品の準備など、日頃の防災対策に男女双方の視点を活かし、災害時には男女の異なったニーズを把握した避難所運営ができるよう準備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				-	年度ごとの目標		計画上	.の目標			達成状況	<u>.</u>	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	→ 30年度 🗀	→ 31年度	324	丰度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
58	防災分野の意思決 定への女性の参画 拡大	防災安全 課・男女平 等課(←平 和と人権課)	防災会議委員に女性を積極 的に登用する。	女性防災会議 委員の積極的 な登用	女性防災会議 委員の積極的 な登用	女性防災会議 委員の積極的 な登用	防災会議委員 の女性委員の 割合が高まって いる。		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
59		防災安全 課・男女平 等課(←平 和と人権課)	防災における男女共同参画 のための講座を実施し、自主 防災組織等における女性防 災リーダーの裾野を広げる。 防災対策や避難所運営に男 女双方の視点が活かされるよ うに、避難所運営組織の女性 の参画を推進する。	・自主防災組織の女性リーダー	講座を実施し、 女性防災リー がる。 ・女性防成 が開催 ・自主防災 が開発 ・自主防災 が開発 ・自主なとする。 がある。	講座を実施し、 女性防災リー がる。 ・女性防成 がの開催 ・女性所成 が開発 ・自主防災 が関連 ・の女とする。 が り り り り り り り り り り り り り り り り り り	自主防災組織 役員に占める女 性の割合 30% 避難所運営に 女性リーダーが 30%以上となる よう可能な限り 調整		3.5	3.5	3.8	4.5	4.0
60	男女のニーズに配 慮した避難物資の 整備	防災安全 課・男女平 等課(←平 和と人権課)	指定避難所等に、女性の視 点による災害用備蓄の充実を 図る。		指定避難所へ のパーテーショ ン配備完了	女性に配慮した 災害備蓄品導 入の検討	避難所では、性 別に配慮した備 品が配備されて いる。		3.0	3.0	3.3	3.0	3.5

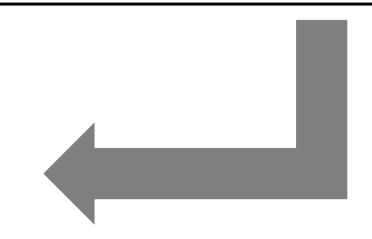
3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.58 (防災安全課) (男女平等課(←平和と人権課)) ・女性登用状況調査を行い、庁内の審議会・委員会に関する状況を把握し、各委員会に おいて積極的に女性を登用するよう庁内掲示板等にて呼びかけた。	(防災安全課) ・コロナウィルス感染症対策のため、会議の	No.58 (防災安全課) •R3年度の改定時には、女性員を含めた防災会議を実施できるようにする。 (男女平等課(←平和と人権課))
No.59 (防災安全課) (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画地域防災講座「主役はわたしたち!コロナ時代の防災対策」(77名参加) を実施し、地域防災における男女共同参画の重要性を啓発することができた。	(防災安全課) ・自主防災組織会長の女性割合は約16%	No.59 (防災安全課) ・防災講話等で防災における女性の視点の 重要性について、継続して周知していく (男女平等課(←平和と人権課))
No.60 (防災安全課) ・生理用品備蓄品の更新 ・パーテーション等の購入 (男女平等課(←平和と人権課))	(防災安全課)	No.60 (防災安全課) ・購入した備蓄品の運用等について検討を 行う必要がある。 (男女平等課(←平和と人権課))

Ⅱ-6-1 ★重点施策	防災対策における女性の参画推進	担当課	防災安全課・男女平等課(←平和と 人権課)
-------------	-----------------	-----	--------------------------

4.施策の評価(本部評価)

	3.5
31年度	0.5
30年度	3.4
29年度	3.2
28年度	3.2



本部評価委員 コメント

・女性防災リーダー育成講座では、防災に女性の視点が重要であることを学び、積極的に女性が防災に関与していくこと、それを男性にも理解してもらうために、男性も参加できる 「男女平等参画地域防災リーダー育成講座」に変更したことは、効果があると感じた。さらに広く、防災分野における男女共同参画を推進するために、講習内容や開催場所等を見 直しながら実施に向けて調整されたい。

・性別に配慮した備蓄の導入は評価できる。今後さらにすすめること、また、災害時に備蓄を有効に配布・使用できるよう対策を講じることが重要である。

II -7-1	市民・事業者等との連携	担当課	男女平等課(←平和と人権課)
---------	-------------	-----	----------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 II 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の 7 市民との連携による男女平等参画の推進

方向性

● 市民・事業者等との連携

市民が参加しやすい講座やイベントの開催、市民のニーズを的確に把握した情報提供ができるよう、ジェンダーの視点を持つ市民団体などと協働した取り組みを行います。また、活動団体の状況を把握し、その活動を支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

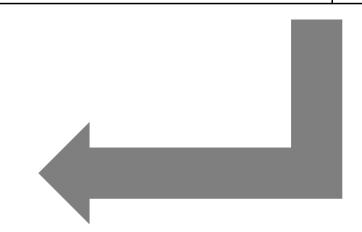
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				:	年度ごとの目標		計画上	の目標		,	達成状況	ļ	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	▶ 30年度 🗀	→ 31年度	32年	F度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
61	男女平等参画の視 点を持った市民団 体・事業者等との協 働事業の実施	男女平等課(←平和と人	男女平等推進センター登録 団体との連携などにより、講 座・イベント等を実施する。	携による講座・イベントを前年度 実施数と同数	ベントを前年度 実施数と同数 か、それ以上実	携による講座・イベントを前年度	携による講座・イ ベントの数が増		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
62	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	(←平和と人	男女平等推進センターフォー ラム等により、学習機会や交 流の場を提供する。	ラム1回/年 実施 市民等のニーズ に合った講座等	施 市民等のニーズ に合った講座等 を3回/年以上	ラム1回/年 実施 市民等のニーズ に合った講座等	甲氏団体等へ 提供している学	センターフォーラ ム1回/年 実施	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
	No.61 (男女平等課(←平和と人権課)) ・登録団体「NPO法人日野市レクリエーション協会」と「楽しもう!レクリエーション」を共催する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。	No.61 (男女平等課(←平和と人権課))
No.62 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画地域防災講座「主役はわたしたち!コロナ時代の防災対策」(77名参加) 座や「女性のためのカラダ講座」(43名参加)などを実施した。	No.62 (男女平等課(←平和と人権課))	No.62 (男女平等課(←平和と人権課))

31年度	3.5
30年度	3.5
29年度	3.5
28年度	3.5



担当課

男女平等課(←平和と人権課)・全庁

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり施策の 8 地域における男女平等参画の場と機会提供を拡大する

方向性

- 意思決定段階への男女双方の参画推進
- 男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。

意思決定段階への男女双方の参画推進

● 男性高齢者の社会参加の促進

II-8-1

日野市の50歳~60歳代の男性で一人暮らしの場合、47.1%の方が「心配事や悩み事があったときに、耳を傾けてくれる人はいない」と回答しており、人とつながりを持ちにくい状況にあることがわかります。家の中に閉じこもりがちになることによって、心身の健康を害するリスクも高くなります。男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。

● 女性の参画推進による農業活性化

農業に携わる女性が生産活動と家庭生活への過重な負担を負うことがないように、家族経営協定の普及を図ります。また、日頃の消費者との交流や食育活動を通じ、地域のニーズを熟知した女性農業者の加工品開発や商品化などの活動を支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

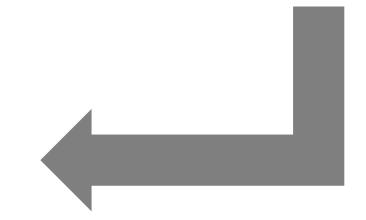
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				:	年度ごとの目標	畏	計画上の目標		;	達成状況	,	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	⇒ 30年度 ⊏	→ 31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
63	あらゆる分野の意 思決定における男 女双方の参画促進		まちづくり、地域経済の活性 化などあらゆる分野の意思決 定段階への男女双方の参画 を働きかける。	適切な啓発及び情報提供を行う。	適切な啓発及 び情報提供を 行う。	適切な啓発及び情報提供を行う。	啓発により、地域におけるあらゆる分野の意思 決定段階への 男女双方の参 画が推進されている。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
64	地域での女性の能力活用	(←平和と人	女性が能力を発揮し、あらゆる分野の意思決定段階へ参画できるように、男女双方の 視点の重要性について啓発 及び情報提供する。	適切な啓発及 び情報提供を 行う。	適切な啓発及 び情報提供を 行う。	適切な啓発及 び情報提供を 行う。	啓発及び情報 提供により、地 域におけるあら ゆる分野の意思 決定段階に、男 女双方の視点 が活かされ、女 性の能力が活 用されている。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.63 (男女平等課(←平和と人権課)) ・委員会、審議会等への女性委員登用状況調査を行い、その結果を庁内掲示板や事務報告にて周知し、各部署における委員会等設置の際には、女性委員登用を積極的に行うことを呼びかけた。 (女性を含む委員会の数 H31 88.9% R2 88.0%) ・男女平等参画パネル展等や男女平等推進センター情報誌ふらっとだより第30号にてジェンダーギャップ指数における日本の順位(121位/153ヵ国)が政治分野で特に数値が低いことを示し、幅広く市民に周知した。	No.63 (男女平等課(←平和と人権課))	No.63 (男女平等課(←平和と人権課))
No.64 (男女平等課(←平和と人権課) ・男女推進センター情報誌「ふらっとだより」を男女平等参画週間パネル展等各イベントに て啓発グッズとともに配布、また、市内公の施設へ配架及び他自治体の男女平等推進セ ンターへ配布し、男女平等についての情報提供を行った。	(男女平等課(←平和と人権課))	No.64 (男女平等課(←平和と人権課))

• • •
3.5
3.5
3.5
3.5



Ⅱ-8-2 ★重点施策

男性高齢者の社会参加の促進

担当課

高齢福祉課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり施策の 8 地域における男女平等参画の場と機会提供を拡大する

方向性

- 意思決定段階への男女双方の参画推進
- 男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。
- 男性高齢者の社会参加の促進

日野市の50歳~60歳代の男性で一人暮らしの場合、47.1%の方が「心配事や悩み事があったときに、耳を傾けてくれる人はいない」と回答しており、人とつながりを持ちにくい状況にあることがわかります。家の中に閉じこもりがちになることによって、心身の健康を害するリスクも高くなります。男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。

● 女性の参画推進による農業活性化

農業に携わる女性が生産活動と家庭生活への過重な負担を負うことがないように、家族経営協定の普及を図ります。また、日頃の消費者との交流や食育活動を通じ、地域のニーズを熟知した女性農業者の加工品開発や商品化などの活動を支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

			<u> </u>	-	年度ごとの目標	Ę.	計画上の)目標			達成状況	,	
No.	事業	担当課	内容	29年度	> 30年度 □	→ 31年度	32年原	度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
65	男性高齢者の閉じこもり防止促進	高齢福祉課	地域包括支援センターや民 生委員などと連携し、閉じこもりがちな男性高齢者の生活実態や要望を把握するとともに、必要に応じて適切な情報提供や支援を行う。さらに、閉じこもりがちな男性高齢者を把握するための手段として、高齢者の実態把握調査として、高齢者の実態把握調査として既に実施している「はつらつ・あんしん調査」の結果を有効活用する。	により、閉じこれの別により、閉じこれの別性高齢を発生を見た、関じこれの別性の関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	しん調査のにより、閉じこかり、心臓をはり、心臓をはいがちのがちのがちのがない。 別性には、いいののでは、いいのでは、い	.,	査」を実施する ことで、新たな 男性高齢者の 生活実態が把 握され、調査結	tつらつ・あんし ,調査/毎年実 <u>ū</u>	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
66	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	高齢福祉課	高齢者の健康づくり事業は、 社会参加の機会となり、その 後の地域活動へつながる効 果が期待できる。健康づくり 事業に対して、参加率が低い 傾向にある男性高齢者に対し て、市の事業・日野市老人ク ラブ連合会等の事業の区別 なく、参加を働きかけて積極 的な社会参加を促す。	交流の場、健康 明進の場となる 事業の実施をララー 事情をは、 がある では、 がある では、 の男性 の の り の り り り り り り り り り り り り り り り	交流の場、健康 増進の場となる 事業の実施を日 野市老人クラブ 連合会に働きか	男性の場となる。場所では、大学の場合では、大学ののでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	への参加状況		4.0	4.0	4.0	4.0	1.0

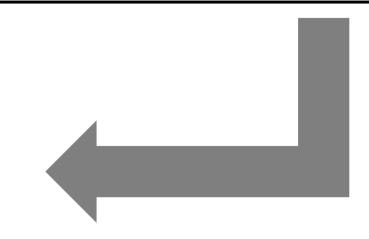
3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

<u>5.连次认为 计画05年日(25年联计画)</u>		
実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.65 (高齢福祉課) ・はつらつ・あんしん調査を実施し、閉じこもりがち(心配)な男性高齢者等の生活実態の 把握を行った。令和2年度の調査対象者数は18,356人で回答者数は13,432人(回収率 73.1%)。 なお、調査結果の提供先について、これまでの地域包括支援センター、民生委員のほか、UR都市機構にも情報の一部(多摩平の森の住民のみ)を提供し、提供先に対しては、心配な高齢者宅への訪問や見守り等をお願いしている。 ・調査結果から地域性等を把握し、高齢者見守り支援ネットワークにおける事業展開に活用している(近所付き合いの有無等)。 ・9~11月にかけ、一人暮らしかつ介護保険未申請である75歳以上の高齢者を対象に新型コロナウイルス感染症拡大下のなかの高齢者の生活実態を把握し、課題を把握するために、「新型コロナウイルス感染症流行による暮らしへの影響に関するアンケート」を実施した。調査対象者4,508人で回答者数は3,249人(回収率72.1%)。	でしている。	No.65 (高齢福祉課) ・調査で明らかとなった閉じこもりがちな男性高齢者等を必要に応じて地域コミュニティや見守り支援、公的サービス等にスムーズにつなげていくための仕掛けが必要である。 ・また、地域で活躍したいと考えている男性高齢者等を把握し、地域の見守り活動に繋げていく。 ・フレイルリスクの高い方に必要な情報の提供や予防のための施策を検討していく。
No.66 (高齢福祉課) ・日野市老人クラブ連合会(日老連)では、会員の内外に関わらず様々な事業への男性 の参加が進むよう掲示板等身近な場所でPRを行っているが、令和2年度は新型コロナ ウィルスの影響により、老人クラブ関係のスポーツ大会、行事、会議は開催できなかっ た。	(高齢福祉課) ・新型コロナウィルスの影響により、老人ク	No.66 (高齢福祉課) ・老人クラブ関係のスポーツ大会、行事、会 議で緊急事態宣言等による中止はやむを 得ないが、平常時においては規模の縮小、 開催日の分散等を行うことで参加の機会を 確保する。

Ⅱ-8-2 ★重点施策	男性高齢者の社会参加の促進	担当課	高齢福祉課
-------------	---------------	-----	-------

4.施策の評価(本部評価)

32年度	3.0
31年度	4.5
30年度	4.5
29年度	4.5
28年度	4.5



本部評価委員 コメント

・閉じこもりがちな高齢男性の支援につなげるため、はつらつ・あんしん調査の実施結果を、今後さらに具体的な施策に活用していく必要がある。見守り支援だけでは不足している サービスを把握し、地域性も把握しながら、より具体的な支援策について検討・実施していくことが望まれる。

・健康づくり事業では、高齢男性の参加促進について積極的なPRを実施していることが伺える。PR活動と並行し、どうしたら男性が参加しやすい場になるかという検討も必要であると考えられる。

新規参加がしやすい雰囲気づくりなど、工夫・検討されたい。

・高齢者が主でもあり、感染には細心の注意を払う必要があるため、新型コロナウィルスの影響による老人クラブ関係のスポーツ大会、行事、会議等の中止はやむを得ないことと 思われる。これまでも行事や会議のオンライン開催の支援を行ってきた。一方で、精神的にも身体的にも家の中に閉じこもらないことが大事と考える。今後は感染対策を適切に 行ったうえで開催していくことも必要ではないか。 11 - 8 - 3

女性の参画推進による農業活性化

担当課

都市農業振興課(←産業振興課)

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 I 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり 施策の 8 地域における男女平等参画の場と機会提供を拡大する

方向性

● 意思決定段階への男女双方の参画推進

男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。

● 男性高齢者の社会参加の促進

日野市の50歳~60歳代の男性で一人暮らしの場合、47.1%の方が「心配事や悩み事があったときに、耳を傾けてくれる人はいない」と回答しており、人とつながりを持ちにくい状況にあることがわかります。家の中に閉じこもりがちになることによって、心身の健康を害するリスクも高くなります。男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。

● 女性の参画推進による農業活性化

農業に携わる女性が生産活動と家庭生活への過重な負担を負うことがないように、家族経営協定の普及を図ります。また、日頃の消費者との交流や食育活動を通じ、地域のニーズを熟知した女性農業者の加工品開発や商品化などの活動を支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

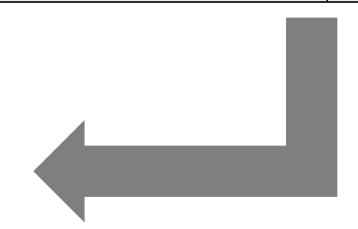
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				:	年度ごとの目標	東	計画上の	の目標			達成状汅	ļ,	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	⇒ 30年度 ⊏	⇒ 31年度□	32年	度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
67	女性辰未有り役割の海切れ並供	都市農業振 興課(←産 業振興課)	女性農業者の労働時間や役割、報酬などを明文化する「家族経営協定」の締結を推進する。	家族それぞれ で農業への 関わり方を 検討する	家族の農業に対する役割を明確化する	家族の農業に 対する役割を 明文化した家 族経営協定 書(案)を作成	家族経営協定の締結が増加している。	家族経営協定 締結 2件	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
68			地域農業の活性化を図るため、農産物加工・販売などの 新たな事業への取り組みを支援する。		新たな加工品の 試作等を検討 する。視察も行 う。	新たな加工品の 販路を検討す る。	新商品の販売 など新たな事業 への取り組み支 援に加え、販路 拡大などが支援 されている。		3.0	2.0	2.0	2.0	2.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.67 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・家族の役割分担について明確化したことにより、女性農業者の位置づけを盛り込んだ「家族経営協定」について、認定農業者に対して行うヒアリングの中で詳しくPRや説明を行った。		No.67 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・今後も継続して農業者に対し「家族経営協 定」について説明を行う。 ・女性農業者の参画推進のため、女性農業 者団体の活動を積極的に支援する。
No.68 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・女性農業者の会「みちくさ会」で東光寺大根の女性生産者を招き、日野市の伝統野菜を使ったレシピを7つ考案し、HPに掲載し、PRした。 ・ルバーブジャム等の販売に利用するため東京都のチャレンジ農業支援センターの支援事業で会のロゴを作成した。	(都市農業振興課(←産業振興課)) ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受	No.68 (都市農業振興課(←産業振興課)) ・東光寺大根の干し大根のレシピ作りに取 組み、直売所などでPRに役立てる。 ・感染症対策の範囲内でできる活動に取り 組む。

29年度 3.0 30年度 2.5 31年度 2.5	32年度	2.5
29年度 2.5	31年度	2.5
	30年度	2.5
28年度 3.0	29年度	2.5
20年申 20	28年度	3.0



Ⅲ-1-1 委員会などにおける男女比率の適正化の推進 担当課 男女平等課(←平和と人権課)・全庁

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

施策の 1 行政の政策決定過程における女性の参画促進

方向性

● 委員会などにおける男女比率の適正化の推進

女性が政策決定の場に参加する機会を増やすため、女性委員がいない審議会・委員会などをなくします。実施時間の短縮や保育の確保など、女性が参加しやすい環境を整える配慮をするとともに、男女の比率について片方の性が30%以下とならないようにします。

<達成状況の評価> **大状況(担当課評価)**5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

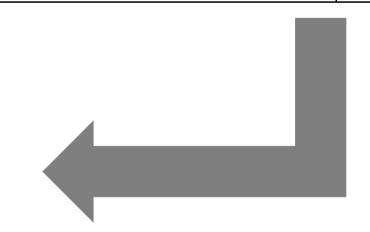
2.各事業の達成状況(担当課評価)

					年度ごとの目標		計画上の目標		達成状況				
No.	事業	担当課	内容	29年度□	> 30年度 □	→ 31年度	324	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
69	おける女性委員登	男女平等課 (←平和と人 権課)・全庁	男女の比率について片方の性に偏りが生じないように配慮しつつ、さらなる女性委員の参画を促進する。	適切な啓発及び情報提供をする。	適切な啓発及び情報提供をする。	適切な啓発及び情報提供をする。	め、行政の政策	ける女性委員の	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
70	女性が参加しやすい環境整備	男女平等課 (←平和と人 権課)・全庁	女性が参加できるよう、保育の確保などの配慮をする。	保育協力員制 度の活用を行 う。	保育協力員制 度の活用を行 う。	保育協力員制 度の活用を行 う。	時間や保育の確保などの配慮がされ、行政の政策決定過程における女性の参画促進が図られている。		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.69 (男女平等課(←平和と人権課)) ・行政委員等における男女比率は33.4%で30%以上を維持することができた。(R1 32.4%)	No.69 (男女平等課(←平和と人権課)) ・令和2年度までの目標である40%に達成 できなかった。	No.69 (男女平等課(←平和と人権課))
No.70 (男女平等課(←平和と人権課)) ・保育協力員制度の活用により配慮することができた。(保育協力員実績実績:女性相談事業6件、DV土曜講座 2件、女性のためのカラダケア講座 4件) ・女性のためのカラダケア講座はNPO法人市民サポートセンター日野との共催により、0 歳児の保育も実施することができた(4件)	No.70 (男女平等課(←平和と人権課))	No.70 (男女平等課(←平和と人権課))

32年度	4.0
31年度	4.0
30年度	4.0
29年度	4.0
28年度	4.0



男女平等に関する職員研修の充実

担当課

職員課・男女平等課(←平和と人権 課)

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

施策の 2 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

方向性

● 男女平等に関する職員研修の充実

III-2-1

- 男女平等社会の実現に向けた施策はさまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう、職層・経験年数に応じた研修を行います。
- 男女が対等に働く職場づくり
- 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに、積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。
- ハラスメント相談及び防止体制の充実
- ハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを行います。
- ハラスメントを防止し、男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。
- 職員のワーク・ライフ・バランスの推進

日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

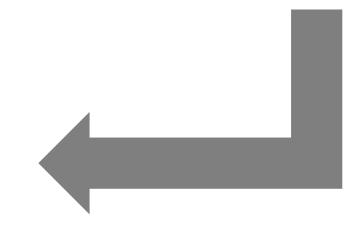
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				年度ごとの目標			の目標		達成状況	ļ.	
lo. 事業	担当課	内容	29年度□	⇒ 30年度 🗀	→ 31年度	32年	度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
71 男女平等の理解を 深める研修の実施	女平等課	職層ごとあるいは関連する内容に応じて研修を実施する。 新規採用の際は職員に研修 を実施する。	各種研修の実施 ・新規採用職員への研修の実施の研修実施(3年を)・・中堅以上の職員というでは、 ・中堅以上の職員とのでである。 ・中略のでは、 ・中略のでは、 ・中略のできるのでは、 ・中略のできるできる。 ・中略のできるできる。 ・中略のできる。 ・中略のできる。 ・中略のできる。 ・中略のできる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施 ・新規採用職員 への研修実施 ・キャリア形成研修の実施(3年 目程度) ・中堅以上の職 員に対する意識	への研修実施 ・キャリア形成研 修の実施(3年 目程度)	職員が男女平 等の意義や必 要性について理 解を深めてい る。	3.5	3.0	3.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.71 (職員課) ・キャリア形成研修の代替として、昇任試験説明会を試験対象者向けに実施し、キャリアアップに対する意識啓発を行った。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」No.31を、障害者仕事創出委託事業によるポスティングを行った。また、男女平等の理解を深めるために庁内掲示板にて周知した。	(職員課)	(男女平等課(←平和と人権課))

32年度	3.0
31年度	3.0
30年度	3.0
29年度	3.0
28年度	3.5



III-2-2

男女が対等に働く職場づくり

担当課

職員課・男女平等課(←平和と人権 課)

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

施策の 2 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

方向性

- 男女平等に関する職員研修の充実
- 男女平等社会の実現に向けた施策はさまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう、職層・経験年数に応じた研修を行います。
- 男女が対等に働く職場づくり
- 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに、積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。
- ハラスメント相談及び防止体制の充実
- ハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを行います。
- ハラスメントを防止し、男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。 ● 職員のワーク・ライフ・バランスの推進

日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

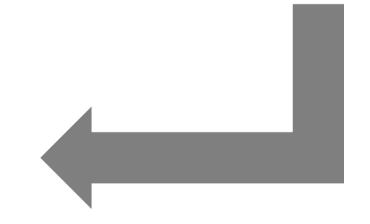
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				;	年度ごとの目標	東	計画上	の目標		達成状況	2	
No.	事業	担当課	内容	29年度□	→ 30年度 🗀	→ 31年度	32年	丰度 28 ^生	度 29年度	30年度	31年度	32年度
72	昇任選考の受験促 進	職員課	職員が昇任選考にチャレンジ することを奨励する。	具任强老严龄	修の実施(3年 目対象) 係長職受験資 格者に対する受		市職員の管理 職に占める女性 の割合 20%	2.	0 4.0	4.0	4.0	4.0
73	野における女性職員の活躍推進		女性職員の活躍推進に向けた学習機会等の提供。	自主研修グ ループ支援の 実施 資格取得支援 の実施 随時情報提供 を行う。	自主研修グ ループ支援の 実施 資格取得支援 の実施 随時情報提供 を行う。	自主研修グ ループ支援の 実施 資格取得支援 の実施 随時情報提供 を行う。	女性職員の活 躍推進を目的と した学習機会な どが十分に提供 されている。	3.	5 4.0	4.0	3.5	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.72 (職員課) ・昇任試験に関する説明会を、を試験対象者向けに実施し、昇任に係る意識啓発を図った。 ・働き方改革推進に係る研修を管理職対象に実施し、多様な人材の活用について理解を 深めた。	(職員課) ・キャリア形成研修は実施できなかった。	No.72 (職員課) ・係長職、管理職試験を積極的に受験する 風土の醸成。
No.73 (職員課) ・自主研修グループ支援及び資格取得支援制度を通じ、自主的な学びの場を提供・支援した。 ・自治大学校、地域リーダー養成塾等、外部への研修参加機会を確保した。 (男女平等課(←平和と人権課)) ・国や東京都が実施している資格取得講座等の情報提供を男女平等推進センター内掲示版やチラシラックにて周知した。	(職員課) ・特になし	No.73 (職員課) ・学びの機会についての積極的な情報発信。学びを支援する風土の醸成。 (男女平等課(←平和と人権課))

31年度	3.8
30年度	4.0
29年度	4.0
28年度	2.8



Ⅲ-2-3 ハラスメント相談及び防止体制の充実 担当課 職員課

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

施策の 2 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

方向性

- 男女平等に関する職員研修の充実
- 男女平等社会の実現に向けた施策はさまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう、職層・経験年数に応じた研修を行います。
- 男女が対等に働く職場づくり
- 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに、積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。
- ハラスメント相談及び防止体制の充実
- ハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを行います。
- ハラスメントを防止し、男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。
- 職員のワーク・ライフ・バランスの推進

日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

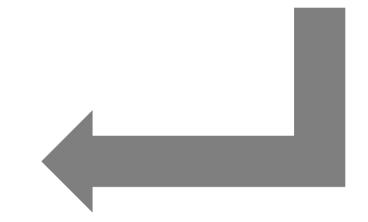
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				年度ごとの目標			計画上の目標 達成状況			達成状況		
No.	事業	担当課	内容	29年度	> 30年度 □	⇒ 31年度	32年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
74	相談及び防止体制の充実	職員課	相談員の研修実施、EAP※7相談の活用により、相談体制を充実させる。アンケートの実施による実態把握、相談活動公表による活動の「見える化」を行う。	ハラスメントに関	状況の分析、周知手段の改善	N N N H H	少している。	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.74 (職員課) ・ハラスメント防止対策・苦情処理委員会を実施した。 ・ハラスメント防止研修を実施した。 ・ストレスチェック実施に併せ、ハラスメントに関するアンケートを実施し、集計結果についてハラスメント防止対策・苦情処理委員会において議論を行った。 ・外部の相談窓口を継続設置した。		No.74 (職員課) ・相談体制、相談活動についての継続的な 周知。 ・ハラスメントに関する理解促進。 ・相談体制の更なる充実。

32年度	4.0
31年度	4.0
30年度	4.0
29年度	3.0
28年度	3.0



Ⅲ-2-4 職員のワーク・ライフ・バランスの推進 担当課 職員課・全庁

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

施策の 2 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

方向性

- 男女平等に関する職員研修の充実
- 男女平等社会の実現に向けた施策はさまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう、職層・経験年数に応じた研修を行います。
- 男女が対等に働く職場づくり
- 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに、積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。
- ハラスメント相談及び防止体制の充実
- ハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みを行います。
- ハラスメントを防止し、男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。
- 職員のワーク・ライフ・バランスの推進

日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

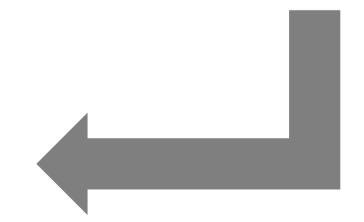
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				年度ごとの目標		計画上	の目標		ì	主成状 沉	ļ		
No.	事業	担当課	内容	29年度□	▶ 30年度 🗀	→ 31年度	32年	F度 28:	年度 29	9年度	30年度	31年度	32年度
75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	職員課	育児・介護に関する休暇制度 を周知し、男女ともに育児休 業や介護休暇が取得しやす いような環境を整える。特に 男性の育児・介護等休暇取 得を促進する。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	発 ・休暇制度、取り	・職場の生産性 向上に関する啓 発 ・休暇制度、取り 方に関する啓発	育児参加休暇、 年次有給休暇	3	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
76	定時で業務が終了する職場づくり	職員課·全 庁	仕事と仕事以外の生活の両 立ができるよう、一斉退庁日 (ノー残業デー)の徹底(時間 外勤務の削減)を促す。	・職場の生産性 向上に関する啓 発 ・一斉退庁日の 考え方整理	・職場の生産性 向上に関する啓 発 ・一斉退庁日の 考え方整理	筅	一斉退庁日 (ノー残業デー) が遵守されてい る。	2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.75 (職員課) ・男性職員の育児休暇取得8件 ・介添休暇取得日数計16日(延べ日数) ・育児参加休暇取得日数計 44日と30時間(延べ日数)	No.75 (職員課) ・特になし	No.75 (職員課) ・男性職員の対象者の把握。
No.76 (職員課) ・時間外勤務削減の取組の一環として、一斉退庁日について再度周知を行った。 ・時間外勤務に係る届出書の提出の継続実施及び事前申請の徹底。 ・働き方改革推進に係る研修を管理職対象に実施した。 ・働き方改革推進委員会を設置した。	(職員課) ・特になし	No.76 (職員課) ・業務量全体の削減(実施すべき業務の見 直し)についての議論。

11/12/2001	<u> m (</u>
28年度	2.5
29年度	2.5
30年度	2.5
31年度	2.5
32年度	2.5



Ⅲ-3-1 男女平等推進センターの役割の整理と事業充実 担当課 男女平等課(←平和と人権課)

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

施策の 3 行政における男女平等参画の推進体制づくり

方向性

● 男女平等推進センターの役割の整理と事業充実

男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取り組みを行います。

● 苦情処理制度の整備

市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、男女平等に関する相談を幅広く受ける相談窓口の設置と、その周知を図ります。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

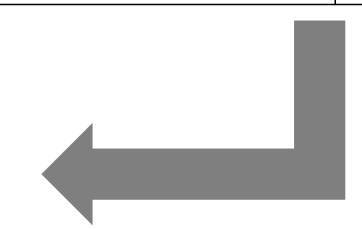
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

				年度ごとの目標			計画上の	目標			達成状況	,	
No.	事業	担当課	内容	29年度	▶ 30年度 🗀	→ 31年度	32年度	E.	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
77		男女平等課 (←平和と人 権課)		男女平等推進 センターの現状 の課題を洗い出 す。	機能・体制の方 向性を検討す	決定した方向性 に基づき、役割 を明確化、市民 に周知する。	について方向性		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
(男女平等課(←平和と人権課)) ・男女共同参画週間に実施したパネル展の中でセンターのPRを実施した。	No.77 (男女平等課(←平和と人権課)) ・新型コロナウイルスの影響により、産業まつりや多摩平の森ふれあい館まつりが開催されなかったため、PRの機会が減少した。 ・男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」は、本年度が行動計画策定年度のため(R3.3月末完成)、来年度作成する予定。	No.77 (男女平等課(←平和と人権課))

32年度	3.0
31年度	3.0
30年度	3.0
29年度	3.0
28年度	3.0
28年度	3.0



III-3-2	苦情処理制度の整備	担当課	男女平等課(←平和と人権課)
---------	-----------	-----	----------------

1.第3次日野市男女平等行動計画(平成28年度~32年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

施策の 3 行政における男女平等参画の推進体制づくり

方向性

● 男女平等推進センターの役割の整理と事業充実

男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取り組みを行います。

● 苦情処理制度の整備

市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、男女平等に関する相談を幅広く受ける相談窓口の設置と、その周知を図ります。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

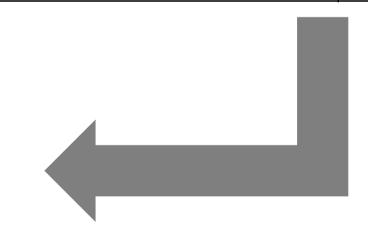
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

		-			年度ごとの目標	Ę	計画上	の目標		ı	達成状況	ļ	
No	事業	担当課	内容	29年度	> 30年度 □	⇒ 31年度	\$ 32€	丰度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
78	カダ半寺和談念口の設置	男女平等課 (←平和と人 権課)	苦情処理制度を利用しやすくするため、広く相談を受け、 適切な相談や苦情処理制度 につなげる男女平等相談窓 口の設置と、その周知を図 る。	苦情処理制度 に関する市HP の掲載内容を精 本する		の掲載内容の	苦情処理窓口 が市民に周知さ れている。		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
No.78 (男女平等課(←平和と人権課)) ・苦情処理相談窓口を設置。苦情処理まで至らないものは、他の適切な相談窓口へ繋げる		No.78 (男女平等課(←平和と人権課)) ・今後も苦情処理相談窓口及び必要な相談窓口を案内する。

32年度	3.0	
31年度	3.0	
30年度	3.0	
29年度	3.0	
28年度	3.0	



本部•市民評価報告書

=令和2年度施策・事業を評価=

令和3年(2021年)7月 事務局 日野市企画部平和と人権課 〒191-0062 東京都日野市多摩平二丁目9番地 電話 042-584-2733 FAX 042-584-2748 Eメール danjyo@city.hino.lg.jp